

Nizām al-mulk 著『統治の書』とティムール朝
——イラン・イスラーム的政治文化の継承をめぐる——

Nizām al-mulk's *Siyar al-mulūk* and the Timurids :
A Note on the Inheritance of the Irano-Islamic Political Culture

久保 一之
Kazuyuki KUBO

Abstract The Japanese translation of Nizām al-mulk's *Siyar al-mulūk* (or *the Book of Government*) by Prof. K. Itani and Prof. M. Inaba was published last year. I had participated in their reading club in the past and for the first time recognized the importance of the book in the history of the Irano-Islamic political culture. On this occasion, I focus on the inheritance of the Irano-Islamic political culture in the Timurids conveyed through this book.

In Timurid Iran and Central Asia, Nizām al-mulk was a well-known historical figure or legendary *vazīr*, and historians have provided an adequate biography of him based on early literature in their literary works. The famous literary man Ḥusayn Kāshifī knew about the *Siyar al-mulūk* at least from Ḡazālī's *Naṣīhat al-mulūk*, and the title and the author's name are found at the beginning of the quotation from it in Isfīzārī's *Rawżāt al-jannāt*. Moreover, several stories from the *Siyar al-mulūk* are found in memoirs by Kāshifī's pupil, Maḥmūd Vāṣifī.

The attitude of the Timurid rulers toward the religious leaders seems to have been based on Nizām al-mulk's advice. The custom of consensual decision-making with these leaders and other intellectuals, according to Kāshifī, derived from ancient Iran. The more evident form of the Irano-Islamic political culture is the *maẓālim* court; here Nizām al-mulk places emphasis on the rule that the rulers themselves must hold this court.

The Mongol rulers and Timūr held the Mongol court, the *yargū* court, in the name of (or at the same time) as the *maẓālim* court. Although Timūr's son Šāh-ruḥ is said to have abolished the *yargū* system, it survived until the last moment of the Timurid dynasty. During the reign of Timūr's successors, the *yargū* court of the rulers was held in the same place as the *maẓālim* court. Initially, this place was called the *dīvān-i buzurg* and later, simply the *dīvān* (rarely the *dīvān-i a'lā*). There the questions of state and finance were discussed and decided, and the official ceremonies were held by the ruler, his eminent liegemen, and the religious leaders.

Keywords Nizām al-mulk's *Siyar al-mulūk* (ニザームルムルク著『統治の書』), the Timurids (ティムール朝), the *maẓālim* court (マザーリム法廷), the *yargū* court (ヤルグ法廷), *dīvān* as a place for the court of law (法廷が開かれる場としての「ディーワーン」)

は じ め に

セルジューク朝期の名宰相 Hājā Nizām al-mulk Abū-'Alī Ḥasan Ṭūsī (1018/19-1092) がその死の直前に完成した『統治の書』あるいは *Siyar al-mulūk* (諸王の行状)¹⁾ はペルシア語による「君主鑑文学、(ヨーロッパ文学における *mirror of/for princes*)」[Lambton 1971; *ET*²: NAṢĪḤAT AL-MULŪK; 井谷・稲葉 (訳): 357-358; 二宮 2002] の代表作であり、当時の国制・統治機構や理想的君主像を知るための重要な史料である。昨年この重要文献の原典訳注が井谷鋼造・稲葉稯両氏によって完成された。この訳業の出発点となった輪読会の参加者の 1 人として、『統治の書』日本語訳注の出版を心より慶び、あわせてこの機会にティムール朝史研究の立場から『統治の書』とその内容の重要性を指摘しておきたい。

ティムール (1336-1405) の築いた国家は、その没後に、遊牧テュルク・モンゴルのな制度・慣習を残しつつ、全体としてイラン的なイスラーム国家の性格を強めたと考えられる。この変化を M. E. Subtelny [2007] は、ウェーバーの概念を用いて「家産国家」から「官僚国家」への移行の過程とみなしている。遊牧テュルク・モンゴルのな制度・慣習を本格的に中央アジア・イランに持ち込み、初期ティムール朝国家が遊牧テュルク・モンゴルのな「家産国家」となる環境を用意したのは、モンゴルの侵攻とその後のモンゴル時代であろう。

モンゴル時代末期の 1333 年に執筆が開始されたペルシア語の教訓書 *RH* の「第 1 章：為政者たちの性質 (*awṣāf-i ḥukkām*) について」[*RH*: 11-41] には 43 の逸話が収められ、その多くに史上の伝説的為政者が登場する。モンゴル人為政者で登場するのはイルハン朝のガザン・ハン (在位 1295-1304) のみであるが、登場する逸話は 3 つあり、これはガズナ朝の Sulṭān Maḥmūd Gāznavī (在位 998-1030) と並んで最多である²⁾。ところが、ティムール朝末期のペルシア語の教訓書 *AM* や *Bah.* にはガザン・ハンも含めモンゴル人為政者はいっさい登場しない。まるでモンゴル時代は「素通り、したか」のようである。

1) Nizām al-mulk を『統治の書』の著者とすることに、現在疑念はほとんど存在しないようである [Lambton 1984: 55]。なお、本稿では当該書の題名を、日本語では『統治の書』、原語では *Siyar al-mulūk* と呼ぶことにし、略号 *Siyar* を用いる。我が国において『統治の書』という書名がよく知られている一方、諸史料における言及では通常 *Siyar al-mulūk* と呼ばれており、また『統治の書』の原語 *Siyāsat-nāma* は、オスマン朝に見られる *ḵānūn-nāma* (世俗法集成) の一部 *siyāset-nāma* (刑罰の規定集) と混同される恐れがあるからである。

2) ガザン・ハンは 16 章でもう 1 度だけ登場する [*RH*: 260]。なお、原文でガザン・ハンは *pādsāh-i 'ādil Gāzān* (公正なる帝王ガザン) もしくは *pādsāh-i 'ādil Gāzān Maḥmūd* と呼ばれ、その後に *rahmatu Allāhi* (神の慈悲あれ！), *rahmatu Allāhi 'alayhi* (彼の上に神の慈悲あれ！), *nawwara Allāhu qarīhahu* (神が彼の墓を輝かさんことを！), *anāra Allāhu burhānahu* (神が彼の証しを輝かさんことを！) という祈願文が付されている [*RH*: 19, 30, 40-41, 260]。Sulṭān Maḥmūd の方は Sulṭān Maḥmūd Gāzī もしくは Sulṭān Maḥmūd-i Sibuktigin (セブユクテギンの子 Sulṭān Maḥmūd) と記されているが [*RH*: 12-13, 29], 祈願文は付されていない。なお、ガザン以外のモンゴル人為政者では、第 18 章にフレグ (*pādsāh-i qāhir Hūlāgū Ḥān*) とチンギス・ハン (*pādsāh-i jahāngir Čingiz Ḥān*) が 1 度ずつ登場するのみで、ともに祈願文は伴っていない [*RH*: 282, 283]。

一方、イラン的なイスラーム国家あるいはイラン・イスラーム的官僚国家の雛形と言えるのがセルジューク朝(1038-1194)の国家であろう³⁾。そして、セルジューク朝の国制・統治機構や理想的君主像を知る上でインシャー文献 '*Atabat al-kataba* と並んで重要なのが『統治の書』である。『統治の書』は、宰相として国政に深く関わった人物による、為政者に向けた教訓書であり、他の多くの教訓書がイスラームの教義上の意義や道徳性に重点を置くのに対し、簡略ながらも数多くの実践的な忠告を含んでいる。そして、そこからイラン・イスラーム的な政治文化を窺い知ることができるのである。

本稿では、まず、Nizām al-mulk 著『統治の書』がティムール朝期に十分参照されていたことを明らかにし、続いて、『統治の書』に見られるイラン・イスラーム的な制度・慣習のうち、Nizām al-mulk に重視され、ティムール朝期への継承が認められるものを取り上げ、その実態を明らかにする。もちろん、本稿のみで扱える問題は非常に少ないが、ティムール朝国家において遊牧テュルク・モンゴルの諸要素とイラン・イスラーム的な諸要素が混合した興味深い例を明らかにすることができる。

I ティムール朝における『統治の書』の存在感

1 ティムール朝関連文献における Nizām al-mulk

『統治の書』の著者とされる Nizām al-mulk については、ティムール朝末期に著わされたワズィール伝 *AV* と史書 *RS*、およびティムール朝末期に活躍した文人が同王朝滅亡後に著わしたワズィール伝 *DV* と史書 *HS* に、それぞれ1節がもうけられている [*AV*: 207-216; *RS*: IV, 285-297; *DV*: 150-178; *HS*: II, 494-500]⁴⁾。

さらに、ワズィール伝の *AV* と *DV* では、Nizām al-mulk の子孫・親族の1人1人にも1節がもうけられ、5人の息子(‘Izz al-mulk; Mu’ayyid al-mulk Abū-Bakr; Faḥr al-mulk Ḥasan; Ziyā’ al-mulk Aḥmad; Šams al-mulk ‘Uṣmān)⁵⁾ [*AV*: 216-218, 226, 258; *DV*: 178, 183, 185, 188, 208], 2人の孫(Šadr al-dīn Muḥammad b. Faḥr al-mulk; Nāṣir al-dīn b. Faḥr al-mulk)⁶⁾ [*AV*: 233, 257; *DV*: 188, 206], 1人の「甥(ḥāḍar-zāda)」(Šihāb al-dīn Abū-Ilyās ‘Abd al-razzāq Ṭūsī)⁷⁾ [*AV*: 234; *DV*: 189] の略伝が記されている。H. Bowen が

3) このほか、成立当初からイラン系の人々の影響が強く、ササン朝の政治文化を復活させたアッパース朝の国家[ギブ(加賀谷ほか訳): 12-14]においても、使用言語がアラビア語であることを除けば、イラン・イスラーム的な官僚国家の雛型を見出し得るのかもしれない。

4) 各文献に示された Nizām al-mulk の正式な名は、*AV* では Ḥ’āja Nizām al-mulk Abū-‘Alī Ḥasan b. ‘Alī b. Ishāq al-Ṭūsī, *RS* では末尾の al-Ṭūsī の欠落以外は *AV* と同じで、*DV* では Ḥ’āja Nizām al-mulk Abū-‘Alī Ḥasan al-Ṭūsī, *HS* では末尾が Ṭūsī となっている以外は *DV* と同じである。

5) 人名表記は *AV* に従っている。*DV* では Mu’ayyid al-mulk Abū-Bakr の Abū-Bakr が欠落し、Faḥr al-mulk Ḥasan が Faḥr al-mulk Muẓaffar, Šams al-mulk が Šams al-dīn となっている [*DV*: 178, 183, 188, 208]。

6) 人名表記は *AV* により、*DV* では Nāṣir al-dīn が Nāṣir al-dīn Ṭāhir となっている [*DV*: 206]。

7) 人名表記は *AV* により、*DV* では Šihāb al-Islām ‘Abd al-razzāq Ṭūsī とされ、Nizām al-mulk が

ET¹の項目 NZĀM AL-MULK で系図に示した家族・親族は10人であるが、そのうち実に8人まで取り上げられているのである。これらの略伝は主に先行文献に拠った叙述にすぎないと考えられるが⁸⁾、Nizām al-mulk の一族に対する扱いの大きさは、注目に値する。

さらに驚くべきことに、以下のように、ティムール朝期にも Nizām al-mulk の子孫がワズィールの任にあったことが AV によって確認できる（ただし、ティムール朝期のワズィールは、厳密には宰相ではなく財務高官であり、同時に数名存在した）。

H'āja Faḥr al-dīn Nizām al-mulki⁹⁾はトゥース出身で Nizām al-mulk の子孫で (az farzandān) ある。H'āja Ḥizr [Baḥšāyīs] や Mawlānā 'Alī Munši と共同で [Abū al-qāsim] Bābur Mirzā [ホラーサーン統治 1452-1457] のワズィールをつとめた。… [中略] …今は亡きこの帝王の死後 Sultān Abū-Sa'id Mirzā [在位 1451-69] がホラーサーン諸国征服のためヘラート地方に到達したとき、オウベ¹⁰⁾の町 (qaṣaba) の湯治浴場 (ḥammām-i ibrā') において運命 (qazā') [=死] が到達した。彼の子孫 (awlād-u-a'qāb) は生き残っていない。[AV: 346: AV/ms: 211a-b]

Abū al-qāsim Bābur Mirzā に仕えたワズィールの1人が Nizām al-mulk の子孫であったのである。実際、Mu'izz の Abū al-qāsim Bābur (原文では Amīrzāda Bābur Bahādur) 麾下の *nivīsandagān-i tāzik* (「タジク人書記」すなわちワズィール) の項においても、H'āja Faḥr al-dīn Nizām al-mulki と Ḥizr Baḥšāyīs の名を見出すことができる [Mu'izz: 146a]。

以上から明らかなように、Nizām al-mulk とその子孫の活躍・功績はティムール朝期にも十分認識されていたのである。そもそも Nizām al-mulk は理想のワズィールと見なされていたようで、Šāh-ruḥ 期 (1409-1447) の有力ワズィール H'āja Giyāsh al-dīn Pīr-Aḥmad Ḥ'āfi [Subtelny 2007: 79-82] のつとめぶりが「[ソロモンの重臣] Āṣaf Baraḥyā と Nizām al-mulk Ṭūsī の正義 ('adālat) と能力 (kifāyat) の物語を廃したほど」と評されている

⁸⁾ との血縁関係も甥ではなく「近い親族 (qarābatān-i nazdik)」の1人とされている [DV: 189]。

8) AV校訂者 J. H. Ormavi Moḥaddes の脚注によると、セルジューク朝期のワズィールに関しては *Nasā'im al-aṣḥār* (1325 年完成) に基づく叙述が多いようである。また、DV は AV を参照したようであるが、セルジューク朝期のワズィールに関しては JT からの引用も散見される。

9) AV校訂本では H'āja Faḥr al-dīn Nizām al-mulk となっているが、AV/ms と後述 Mu'izz にしたがって、この名の最後は al-mulk ではなく al-mulki であると判断した。なお、*nizām al-mulk* (王国・王権の秩序) というラカブは財務官僚や宰相に似つかわしいラカブの1つにすぎず [井谷・稲葉 (訳): 200: *Siyar*: 211], Nizām al-mulk Ṭūsī との血縁関係を示すわけではない。興味深い例では、後出するティムール朝末期の有力ワズィール H'āja Qivām al-dīn Nizām al-mulk Ḥ'āfi [久保 1997: 164-166] (AV の著者や MI の著者の保護者) は、系譜を捏造してアッパース家出身と称していたという [BV: II, 331-332]。また Nizāmī というニスバをもつ MI の著者や Mir 'Alī-šīr の師 Faṣīḥ al-dīn Muḥammad Nizāmī らも Nizām al-mulk の子孫ではない。

10) AV校訂本では RV (و) (この後に ba-ḥammām ū-rā) と綴られているが、AV/ms に基づいて 'VBH (وہ) (この後に dar ḥammām-i ibrā') と判断した。当時オウベ近郊の山すそには *čašma-yi Kūbān* と呼ばれる有名な「温泉 (čašma-yi āb-i garm)」があり、程なく Abū-Sa'id Mirzā および Sultān Ḥuṣayn Mirzā の下で保養地開発が進んだというから [RJ: II, 101-102], 後に続く文章の内容とも合致する。なお、引用部のこの箇所以降は、AV/ms に基づいて訳した。

[*DV*: 353-354]。また、有名な *Nizāmiya* のマドラサのうち、ヘラートのものは、ティムール朝末期にテュルク系高官 Mir 'Alī-šīr によって修復された [久保 1990: 34]。

ここで、本節冒頭で言及した *AV*, *RS*, *DV*, *HS* に見られる *Nizām al-mulk* 略伝に話を戻すと、意外にもそこには『統治の書』への言及が見られない。上述諸史料の *Nizām al-mulk* 略伝において、特定して引用されている文献には、有名な *Tārīḥ-i saljūqī* [*AV*: 211], *Jāmi' al-tavāriḥ(-i Jalālī)* [= *JT*] [*DV*: 150; *HS*: II, 494], *RS* [*DV*: 156; 167; *HS*: II, 498] などがあるが⁸、*Nizām al-mulk* 自身の著作としては *vaṣāyā/risāla-yi vaṣāyā* (訓告集) からの引用 [*RS*: IV, 295; *DV*: 157, 169, 175; *HS*: II, 496] と、「幾つかの書物中に見出された Ḥ'āja *Nizām al-mulk* の散文作品 (munṣa'āt) の一部」として息子への書簡 2 通が見られるのみである [*AV*: 211-216]。これらのうち *Nizām al-mulk* の *vaṣāyā* は、その内容に現実味がなくことでよく知られ、早くから後代の贋作と見なされている [Bowen 1931]。

ティムール朝期その支配領域で著わされた教訓文学作品のうち、⁹君主鑑文学。にあてはまる著名作品に *AM* がある¹¹⁾。この書は「様々なスルターンの子供たちや様々なハカンの息子たちの行為の手引き (dastūr al-'amal-i awlād-i salāṭin va abnā-yi ḥavāqīn)」となるよう執筆されている [*AM*: 5]。この文献には時折、引用文献の題名および著者名等の、文献を特定できる情報が示されており、有名な教訓文学作品 *Ādāb-i Ibn Muqaffa* [do.: 215], *Naṣā'ih al-mulūk* (= *Naṣihat al-mulūk*) [= *NM*] [do.: 109], *Zahira al-mulūk* [= *ZM*] [do.: 137, 192], 有名な逸話集 *Jāmi' al-ḥikāyāt* [= *JH*] [do.: 179], さらにフェルドウスィーの *Šāh-nāma* からの引用 [do.: 133] や *Nizāmi* 'Arūzi 著 *Čahār Maqāla* (四つの講話) からの詩句引用 [do.: 148; 黒柳 (訳) 1969: 232] など¹²⁾が見られる。しかし、挿話中に *Nizām al-mulk* が⁸(セルジューク朝君主 *Malik-šāh* とともに) 登場するにも関わらず [*AM*: 224], やはり『統治の書』への言及はないのである。

しかし、上に示した *AM* 引用文献のうち、*Nizām al-mulk* の同時代人にして被保護者 *Ġazālī* (Imām Ḥujjat al-Islām) による *NM* が、特に『統治の書』と深い関係を持っていることは、*NM* の校訂者 J. Homāyī がすでに明らかにしている¹³⁾。Homāyī によると *NM* と

11) *AM* の著者 Mawlānā Kamāl al-dīn Husayn Vā'iz Sabzavārī Kāshifī (d.1504/05; Kāshifī は筆名) はナクシュバンディーヤに属し、その名の通り有名な vā'iz (説教師) であり、文人としても多くの著作を残した [*HS*: IV, 345; Subtelny (ed.) 2003; *ET*²: KĀSHIFĪ; 久保 1990: 表 I, No. 44]。AM は Sulṭān Husayn Mīrzā の子 Abū al-muḥsin Mīrzā への献呈作品である。なお、*Maḥzan al-inṣā'* と題したインシャー作品については、Mitchel 2003 や 杉山 2013 を参照されたい。

12) このほか言及されている文献の中に、*Kitāb-i Aḥlāq-i Ruknī* なる書があるが [*AM*: 184], 詳細は不明である。また、引用文献名は示されていないが、*RH* に見られる Sulṭān Maḥmūd の夜回りの逸話 [*RH*: 12] も収められている [*AM*: 126]。なお、AM と同時代の著名な思想家・詩人・文人 'Abd al-raḥmān Jāmi (1414-92) による教訓書 *Bah* にも、Ibn Muqaffa の著作からの引用や *Čahār Maqāla* [黒柳 (訳) 1969: 258-262] からの引用が見られる [*Bah*: 39, 93]。

13) 一方、同じく *AM* に引用され、『統治の書』や *NM* に次ぐ知名度をもつ *ZM* は『統治の書』の影響がなく、Ġazālī 著 *Iḥyā al-'ulūm al-dīn* および *KS* に多くを負っているという [*ZM*: xxxix-⁹

『統治の書』の内容が重なる部分は実に 16 箇所のにぼる [NM: xciii-cii]¹⁴⁾。そして、この 16 箇所のうち、サーマーン朝の Ismā'il (在位 892-907) に関する逸話においては、NM 本文の中で、*Kitāb-i Siyar al-mulūk* (*Siyar al-mulūk* の書) と出典が明記されているのである [NM: 122]。したがって、NM にとって『統治の書』は非常に重要な参考文献であり、NM を参照した AM の著者は、NM を通じて『統治の書』の存在はもちろん、その重要性をも十分承知していたであろう。さらに、AM と同じ頃に完成した有名な詩人伝 TS の著者の場合も同様であり、「Imām Gazālī が [以下のように] 述べておられる」として NM 所収逸話の一部を引用している [NM: cvi, 107-108; TS: 872]。

管見の限り、ティムール朝期の文献において、『統治の書』の書名と著者名 Nizām al-mulk を合わせて明記した文献引用は、わずか 1 箇所である。それは、ティムール朝末期に著されたヘラート史 RJ に見られ、引用部の冒頭に「H'āja Nizām al-mulk Ṭūsī がその著作 (taṣānif) に含まれる *Kitāb-i Siyar al-mulūk* の中に [以下の話を] 入れている」と記されている [RJ: II, 162]。当該箇所にはウマイヤ朝カリフ Sulaymān b. 'Abd al-malik と Ja'far Barmak に関する逸話が見られ、新たに詩句を追加した以外は、かなり忠実な引用である [井谷・稲葉 (訳): 222-228; *Siyar*: 234-240; RJ: II, 162-170]。RJ の著者は十分な知名度をもつ文人で「勅書起草官 (munši)」としても活躍した人物である¹⁵⁾。

2 ティムール朝における『統治の書』の写本作製

前節の考察から、ティムール朝期に Nizām al-mulk 著『統治の書』が十分に知られ、写本も存在していたことは疑いない。『統治の書』の現存写本については、最も信頼できる刊本に、校訂者 H. Dark による、目配りの効いた解説が付されている [*Siyar*: xi-xviii]。それによると、17 世紀まで存在したはずのウルミエ写本は AH564 (1168/69) 年に書写されたものであるが、今に伝わらず、現存する写本の中でもっとも古い 4 写本は AH673-730 (1274-1329) 年、つまりモンゴル時代に作製された写本である。ところが、これら 4 写本の次に古い現存写本は AH1020 (1611/12) 年、ティムール朝滅亡後に書写されたものである。Dark のリストに漏れたものに AH970 (1562/63) 年書写のもの 2 点と AH10 世紀 (1495-1592) 書写されたもの 1 点があるが [Derāyatī: 583, No.6-8]、ティムール朝期に作製されたと確定できる『統治の書』の写本は、今に伝わっていないのである。

↙ xliii]。ただし、KS の「第 2 章第 10 節：臣民の管理と統治について」の大半は NM の叙述と重なっており [KS: II, 530-542; NM: 16-46]、この中に *Siyar* と重なる部分が 2 箇所含まれる。

14) 該当箇所を井谷・稲葉 (訳) と *Siyar* の章・形式段落の番号で示すと、以下の通りである (章番号はローマ数字、形式段落番号は算用数字): II-5, III-3, III-4~23, IV-5~24, VI-2~4, VI-5, VII-3, VII-5, VII-6, VIII-4, VIII-5, VIII-6, VIII-10~11, XI-6, XXXVI-6, XL-10~12。全般的に忠実な引用と言えるが、『統治の書』の書名が明示された箇所では、かなり要約した引用となっている。

15) RJ の著者 Mu'in al-dīn Muḥammad Zamčī Isfizārī は有名なインシャー作品の著者でもあり [Hiravi 2011; 杉山 2012]、その略伝が HS に収められている [HS: IV, 348]。

当時の写本作製工房は、通常「図書館・蔵書」と解される *kitābhāna* (あるいは *kutubhāna*) であり [久保 1990: 43-44], 王族や有力者の多くが *kitābhāna* を所有していた。特に、15 世紀前半首都ヘラートにあった Šāh-ruḥ の子 Bāysungur Mirzā (1434 年没) の *kitābhāna* については活動報告書 [原文では *‘arza-dāšt* (上奏書)] が残されており、そこでの写本作製活動がよく知られている。Akimushkin によると、この活動報告書執筆の時点で未完成であったものも含めて、Bāysungur の図書館で作製された (あるいは Bāysungur の依頼で作製された) ことが判明している現存写本は、全部で 19 冊ある [Akimushkin: 154-156; Robinson: 384-385]。しかし残念ながら、この中に『統治の書』は見当たらない¹⁶⁾。

もちろん、Bāysungur Mirzā に限らず、他の王族や有力者の *kitābhāna* においても写本が作製・管理されており、通常このような *kitābhāna* には *kitābdār* (蔵書管理官) が任命されていた [久保 2014a: 166]。BV には Sultān Ḥusayn Mirzā の子 Faridūn Ḥusayn Mirzā (1509 年没) の *kitābdār* の任命書が収められている。当時 Faridūn Ḥusayn Mirzā に仕えていた BV の著者が作成したものである。その前文に以下のくだりがある (傍点は筆者による)。

博識なる御方 [=神] が… [中略] …我々に、その究極の目的と至高なる対象が、諸王の行状の書 (Kitāb-i Siyar al-mulūk) と、正義が印付いたスルターンたち¹⁷⁾と公正を備えたハカンたちの振る舞い方のリサーラ (risāla-yi minhāj al-sulūk) であるところの、臣民を慈しむ正義の書 (kitāb-i ma’dalat-nāma) や慈悲を広める幸福へのリサーラ (risāla-yi sa’adat-ḥātima) の研究を命じた。彼らに倣い従うための方法や規則を知るには、状況の特質を伝え、彼らの逸話や出来事を語る物語や歴史の書 (kutub-i qiṣaṣ va tavāriḥ) に頼って学ぶに限るから、[Faridūn Ḥusayn Mirzā は] 高邁なる志のすべてをそれらの書の収集に傾けた。求めていたものや愛読されている貴重なものを手に入れた後、幸福に帰する文字で記されたそれらの内容が、我らの壮麗な勝利の書と世界征服者の書 (Kitāb-i Zafar-nāma-yi ḥiṣmat va Jahānguṣāy) と王権と領土を飾る者の選史 (Ta’riḥ-i guzida)¹⁸⁾が『我らは汝を地上の代理人とした。よって、人々を真理にもとづいて裁け。決して私欲に従うな [Qur’ān: XXXVIII-26]』という題目と、『余は汝を人々の導師とする [do.: II-124]』という序文で飾られ明示されるように、我らの言動の規範 (dastūr al-‘amal) となり、名

16) 存在が確認されているのは Ba’āmī 編訳 *Tarjuma-yi Ta’riḥ-i Ṭabarī*, Firdawsī 著 *Šāh-nāma*, Niẓāmī ‘Arūzī 著 *Čahār Maqāla*, Sa’dī 著 *Gulistān*, Ḥ’ājū Kirmānī 著 *Hümāy-u-Hümāyūn*, Minhāj b. Sirāj Muḥammad Jüzjānī 著 *Ṭabaqāt-i nāsirī*, ‘Aṭā’ Malik Juvaynī 著 *Ta’riḥ-i Jahānguṣāy*, Ḥāfiẓ-i Abrū 編著 *Majma’ al-tavāriḥ*, Ḥamza Iṣfahānī 著 *Ta’riḥ-i Iṣfahān*, Šadr al-dīn Muḥammad Nišāpūri 著 *Tāj al-ma’āšir* などの写本である。また、活動報告書で言及されながら、未だ存在が確認されていない写本には、*Divān-i Ḥ’ājū* や Mir Faḥr Sādāt 著 *Nuzhat al-arvāḥ* などがある。

17) BV の当該箇所では *asāṭin* (高位の者たち) となっているが、脚注のヴァリエントに従って *salāṭin* (スルターンたち) と判断した。

18) テキストの当該箇所は *Kitāb-i Zafar-nāma-yi ḥiṣmat va Jahānguṣā’i va Ta’riḥ-i guzida-yi salṭanat-u-mamlakat-ārā’i* となっているが、著名な史書の題目にしたがって *Jahānguṣā’i* (世界征服) は *Jahānguṣāy* (世界征服者) と判断し、それゆえ *salṭanat-u-mamlakat-ārā’i* (王権と領土を飾ること) も *salṭanat-u-mamlakat-ārāy* (王権と領土を飾る者) とした。

高き帝王たちと位高き王たちの図書館にある王の書 (Šāh-nāma) となった。[BV: II, 221-222]
 以上の修辭を凝らした文章には, *Zafar-nāma* (勝利の書), *Ta'riḥ-i jahāngušāy* (世界征服者の歴史), *Ta'riḥ-i guzida* (選史), *Šāh-nāma* (王の書) と当時も今も有名な文献の題名が盛り込まれており, しかも, これらのうち, *Zafar-nāma*, *Ta'riḥ-i jahāngušāy*, *Šāh-nāma* は先述 Bāysungur 図書館で作製された写本の中に含まれている (本稿注 16 参照)。さらに重要なことに, これら諸文献に先んじて *Siyar al-mulūk* (諸王の行状) すなわち『統治の書』の原題が挙げられているのである。もちろん, このような表現方法は, 特定の文献ではなく, 類する文献全体を暗示している可能性もある。周知の通り, *Šāh-nāma* と呼ばれる作品は有名なフェルドウシーの叙事詩以外にも多数存在する。

この点は『統治の書』も例外ではなく, 前述 NM の写本の 1 つには *Siyar al-mulūk* や *Sīrat al-mulūk* という題名が記されており, 書写した M. Minovī によれば, 元写本はオスマン朝王族の「ワクフ図書 (kutub-i vaqfī)」に属するという [NM: xxvii]。また, Ḥamza Iṣfahānī が *Kitāb-i/ Ta'riḥ-i sanī mulūk al-arz va al-anbiyā'* で参照した文献の中に *Siyar-i mulūk al-Furs* と題した作品が 4 つあり, 有名な Ibn Nadīm 著 *Kitāb al-Fihrist* や Bīrūnī の著作にも *Siyar al-mulūk* という書名が挙げられているという [NM: lxxxv, xci, footnote]。またティムールが「移動中も逗留中も」「すべてペルシア語の」「様々な史書や *qīṣaṣ al-anbiyā'*」と「*siyar al-mulūk* や過去の人々の伝承 (aḥbār)」を朗唱させていた [‘Ajā’ib: 455] という場合の *qīṣaṣ al-anbiyā'* と *siyar al-mulūk* は, 書名ではなく「預言者たちの物語」と「諸王の行状」を意味する一般的な表現と解するべきであろう。

しかし, 上の BV の引用に見られる *Kitāb-i Siyar al-mulūk* が, たとえ類似する文献全体を暗示する表現であったとしても, Nizām al-mulk 著『統治の書』が, それらの文献のうち, もっとも代表的な作品であったことは確かであろう。なぜなら, 1 つには, 前節で述べた通り, BV の著者と同時代の著名な文人が, その著作 RJ において「Ḥ’āja Nizām al-mulk Ṭūsī」の「著作 (taṣānif) に含まれる *Kitāb-i Siyar al-mulūk*」と明言して引用しているからであり, もう 1 つには, BV の著者 [Boldyrev; 久保 1988: 第 I 章第 2 節] が, 少なくとも NM を通じて『統治の書』の存在を知っていたはずの, AM の著者の「弟子 (šāgird)」とされるからである¹⁹⁾ [BV: II, 265]。ここで, さらに根拠を付け加えるなら, 次節で述べるように, 『統治の書』所収逸話がティムール朝関連文献に散見されるからである。

3 ティムール朝関連文献に見られる『統治の書』所収逸話

通常, ペルシア語教訓文学の作品には多くの逸話が盛り込まれており, 『統治の書』の場

19) Kāsifi の没年 (1504/05 年) と Vāsifi の生年 (1485 年頃) から考えて長く師事したはずはなく, Vāsifi 自身 Kāsifi の弟子であったことは BV 中 1 箇所では述べていない。なお BV には, Kāsifi の息子 (Ḥ’āja Ahrār 伝の *Raṣaḥāt-i ‘ayn al-ḥayāt* や逸話集 *Latā’if al-tavā’if* の著者) と Vāsifi が共にいる場面も描写されている [BV: II, 192]。

合も著者 Nizām al-mulk が序文の中で「それぞれの箇所、それぞれの章に、偉大なる人々の言になる伝承や逸話のうちから適切なものを引用した」と述べている〔井谷・稲葉（訳）：2；*Siyar*：4〕。これに関連して *Qābūs-nāma* では「逸話・珍話・滑稽談を多く暗記し、保護者（mamduḥ）の前で語る」ことが詩人にとって必用であり、また王の「側近（nadim）」は「多くの逸話・滑稽談・奇談を暗記」せねばならないとされる〔黒柳（訳）：137, 145〕。こちらの方は気晴らし・娯楽の意味合いが強いが、為政者に対する教育的配慮がなかったとは考え難い。いずれにせよ逸話文学はペルシア文学の根強い伝統であり、教訓書に限っても、有名な逸話は時代を超えて、いくつもの作品に引用されている。

例えば、『統治の書』に第4代正統カリフ 'Alī b. Abī-Ṭalīb と預言者ムハンマドの娘 Faṭīma の子 Husayn に関する、ある逸話が含まれている〔井谷・稲葉（訳）：157；*Siyar*：167〕。これは会食の際に給仕役の *gūlām*（奴隸）が誤って Husayn の頭上に食べ物を落としてしまったが、*gūlām* が『クルアーン』の一節「怒りを抑えて人々を寛容する者」〔III-134〕を唱え、Husayn は「私の怒りと処罰を完全に免れるように」と *gūlām* を奴隸身分から解放したというものである。これは Husayn の「忍耐と寛容」を称える逸話である。

この逸話のヴァリエントは有名な逸話集 *JH*、モンゴル時代末期の教訓書 *RH*、および先述ティムール朝末期の教訓書 *AM* に収められている。*JH* ではそもそも Husayn ではなく、その兄 Hasan が主人公であり、粗相をした *gūlām* が最初は *maṭbaḥī*（厨房係）と呼ばれているが、物語のあらすじ・趣旨や『クルアーン』引用がほぼ同じである〔*JH*：178-179〕。*RH* では主人公は『統治の書』と同じく Husayn であるが、粗相をするのは *gūlām* ではなく *hādima*（下女）であり、詩の引用（計6 bayt）もある。しかし、あらすじ・趣旨や『クルアーン』引用がほぼ同じである〔*RH*：22〕。*AM* にも、粗相をするのが *gūlām* ではなく *hādīm*（下僕）で、詩が引用（計2 bayt）されていること以外は、非常に似た逸話が収められている〔*AM*：52〕²⁰⁾。そもそも *JH* は *RH* と *AM* の参考文献に含まれ〔*RH*：194；*AM*：179〕、当該逸話における『クルアーン』引用の仕方がこの3文献ではほぼ一致する。しかし、*RH* と *AM* の著者は *JH* を参照しつつも、この物語の主人公が Hasan ではなく Husayn であると判断する根拠を有していた。さらに *AM* の著者は、粗相をしたのが *hādima* ではなく *hādīm*、すなわち女性ではなく男性であると判断しているのである。

上の逸話の場合は、ティムール朝期の文人が『統治の書』を直接参照したと断定するには

20) ほかに、これに良く似た別種の逸話が *JH* と先述 *BV* に収められている〔*JH*：150；*BV*：II, 365〕。こちらは、粗相をしたのが *gūlām* ではなく *maṭbaḥī*（厨房係）あるいは *ḥ'ānsālār*（配膳係）で、そもそも主人公が Husayn や Hasan ではなく「ペルシア皇帝（*kisrā*）」あるいはササン朝君主 Nūšīrvān / Anūšīrvān ことホスロー I 世である。粗相をした *maṭbaḥī* あるいは *ḥ'ānsālār* は、『クルアーン』の章句を唱えるのではなく、逆上して処刑を指示する皇帝（あるいは Nūšīrvān）の頭上に、さらに料理をこぼして罪を重くし、自分が処刑されても皇帝の恥とならないようにした。もちろん皇帝は許したという。上に取り上げた逸話のヴァリエントのように思えるが、*JH* には両方の逸話が収められているから、起源と趣旨の異なる逸話といえる。

根拠が十分ではないが、次の逸話の場合はその可能性が大きい。それは、有名なササン朝君主 Nūšīrvān（ホスロー I 世：在位 531-579）と胡桃を植えていた老人に関する逸話である〔井谷・稲葉（訳）：165；*Siyar*：175-176〕。実をつけるまで 10～20 年かかる胡桃を植えていた 90 歳の老人に Nūšīrvān がその理由を尋ねると、老人は「[昔の] 人々が植えてくれたものをわしらが食べます。わしらが植えれば、[後の時代の] 人々が食べるでしょう」と答え、これが気に入った Nūšīrvān から褒美をもらった、というものである。老人の答えが韻文になっていることや褒美の金額とその単位に違いがあるが、ほぼ同じ話が *BV* に収められている〔*BV*：II, 365-366〕。ただし、この逸話は *JH* にも収められており〔*JH*：282〕、Nūšīrvān と老人の遣り取りの詳細や、褒美が 3 回（『統治の書』は 2 回）に分けて与えられた点で *BV* は *JH* に近い。しかし、『統治の書』と同じく胡桃の実をつける年数に言及していること（*BV* では 30 年、*JH* には言及なし）、褒美の単位が『統治の書』の *dīnār* と同じく金貨を意味する *ašrafī* であること（*JH* では銀貨を意味する *diram*）、褒美の合計が『統治の書』が 3,000 *dīnār* で *BV* も 3,000 *ašrafī* であること（*JH* では 4,000 *diram*）から、*BV* の著者は *JH* だけではなく『統治の書』所収バージョンにも通じていたと判断すべきであろう。

類似する事例としては、第 2 代正統カリフ 'Umar が死後 12 年を経て息子 'Abdullāh の夢に現れたという逸話〔井谷・稲葉（訳）：13；*Siyar*：16〕がある。この逸話はアクコユルやティムール朝の保護を受けた人物〔*HS*：IV, 607；Aslam〕が、その後ウズベク政権下に著わした *MB* と、先述 *NM* および *KS* に見られる（本稿注 13-14 参照）〔*MB*：39；*NM*：xciv, 24-25；*KS*：II, 533〕。*MB* では語り手が 'Abdullāh b. 'Umar ではなく 'Abdullāh b. 'Abbās となっているが、これはおそらく、*KS* および、写本によっては *NM* でも、語り手が 'Abdullāh b. 'Amr b. 'Āṣ となっていること〔*NM*：24-25, n. 11〕の影響であろう。また *MB* には *NM* と *KS* の著者 Ġazālī への賛辞も見られるから、*MB* の著者はもっぱら *NM* および *KS* を参照したかに思える。しかし、'Umar が 12 年間も夢に現れることができなかった理由に、カリフ在任中ある橋の修復を怠ったことを挙げるくだりは、*NM* や *KS* には欠けており、『統治の書』と *MB* のみに見られる²¹⁾。

さらに、今回参照したティムール朝成立以前の著名な教訓書・逸話集（*NM*；*JH*；*RH*；*Qābūs-nāma*；*Ġahār Maqāla*；*Gulistān* など）に見られず、*BV* のみに見られる『統治の書』所収逸話がある²²⁾。それは、ブワイフ朝の 'Azud al-dawla（イラク統治 977-983）を主

21) 同じく第 2 代正統カリフの 'Umar が郊外の夜回りをした際に、遭遇した女性とその子供たちに施しを為した物語〔井谷・稲葉（訳）：184-186；*Siyar*：194-196〕も *NM* と *MB* の両方に見られる〔*NM*：cii, 115-118；*MB*：38-39〕。*NM* のバージョンは全体を縮約しつつもこの逸話の要点を押さえているが、*MB* のバージョンは分量が多いにも関わらず最後の 'Umar の発言が削られ、また登場する女性を *MB* のみ最初に「1 人の老女 (zanī pīr)」としている。しかしその一方で、この女性の子供たちが『統治の書』で主に *tiḡl* と表現され、*MB* でも *tiḡl* の語幹複数形 *atfal* で表現されているが、*NM* ではもっぱら *kūdak*（1 箇所のみ *bačča*）と表現されている。

22) *BV* には『統治の書』や *NM* に見られない *JH* 所収逸話〔*JH*：73-76〕（酔っ払ってはさる有力者

人公とする次の逸話である〔井谷・稲葉（訳）：93-103；*Siyar*：101-112〕。バグダードのある商人の息子がメッカ巡礼と聖戦参加を思い立ち、処分した財産の残り 20,000 *dīnār* を 2 つの水差に入れ、信頼できるはずのカーディーに預けて旅立った。ところが、10 年ぶりにバグダードに戻り、カーディーに 2 万 *dīnār* の返還を求めると見事にとぼけられ、途方に暮れていたとき 'Azūd al-dawla の密偵 (munhī) に出会い、'Azūd al-dawla の名案で無事に 20,000 *dīnār* を取り返すという物語である。BV には、分量的には『統治の書』の数分の 1 であるが、非常に近い内容の逸話が収められている [BV：I, 368-370]。こちらの場合は「ある商人の息子」ではなく「ある者」、メッカ巡礼と聖戦参加ではなくルーム旅行、預けた金額が 20,000 *dīnār* ではなく 5,000 *ašrafī* など細かな点での相違はあるが、為政者が自身の財宝管理を依頼してカーディーを喜ばす、という肝心の計略は全く同じである。ただし、BV 所収逸話における為政者は、そもそもブワイフ朝の 'Azūd al-dawla ではなく、ティムール朝の Ulūg-beg Mirzā (1394-1449) である。

さらにガズナ朝の Sulṭān Maḥmūd を主人公とした次のような逸話がある〔井谷・稲葉（訳）：104-107；*Siyar*：112-116〕。ある男が金貨 2,000 *dīnār* を錦織の袋に入れて封印をし、カーディーに預けて旅に出た。ところが、旅から戻り袋を受け取って開けてみると中身はすべて銅貨になっていたというのである。訴えを聞いた Sulṭān Maḥmūd は思案をめぐらし、自らの寝具を裂いて裁縫名人の存在を突き止め、カーディーによる窃盗を立件した。告訴人は 2,000 *dīnār* を取り戻し、カーディーはマザーリム法廷の裁きを受けたという次第である。BV には、分量的には 3 分の 1 程度に短縮されているが、極めて近い内容の逸話が収められている [BV：I, 366-368]。預けた相手がカーディーではなく「ある人物」、金額が 2,000 *dīnār* ではなく 1,000 *ašrafī*、銅貨に変っていたのではなく 100 *ašrafī* 減っていたなど細かな点が異なるが、寝具を裂いて裁縫名人の存在を突き止めるなど、重要な要素は同じである。ただしこの場合も、為政者は Sulṭān Maḥmūd ではなく、ティムール朝の Ulūg-beg である。

BV において、これらの逸話が収められている部分の章題は「Ulūg-beg Mirzā に関する話」であり、冒頭に、BV の著者 Vāṣifī がウズベク人為政者 Keldi Maḥammad Sulṭān のサドルとアミールの訪問を受け、以下のように出仕を求められるくだりがある。

Mawlānā [=Vāṣifī] の本性の気高さ (makārim-i ahlāq) や恩情の芳香 (šamā'im-i iṣfāq) に以下のことが望まれている。すなわち、毎朝…〔中略〕…食事を済ませた後、主の言葉や榮えある啓示の内の 10〔節〕('aṣr) を読み、その吉兆が幸運を印付けられた我らの時代に満ち溢れるようにすること。また、教訓が含まれ訓戒が込められた、説諭の混じった物語を、それによって本性を研ぎ天性を喜ばせるよう、披露すること。また、[Keldi Maḥammad Sulṭān の] 高邁なる志が、抑圧された嘆願者たちや哀れな被害者たちへの審問 (prusiš-i dādḥ'āhān-i maḥlūm va malhūfān-i

者の妻を襲いに来る男をガズナ朝の Sulṭān Maḥmūd が直接乗り込んで処刑する話) [BV：II, 386-388] や、RH（および AM）所収逸話 [RH：13；AM：145] (*kisrā* あるいは Nūšīrvān の宮殿建設と土地提供を拒む老女の話) も収められている [BV：II, 363-364]。

maǧmūm) がムハンマド (賞賛される者) のシャリーアとアフマド (最も賞賛される者) の宗教 (dīn-u-millat) に従うことに費やされているので、審問の時に同席して助けとなり、その訴件 (qazāyā) がシャリーアに拠り決着するようにすること、である。[BV: I, 362-363]

要するに、①「主の言葉や栄えある啓示」すなわち『クルアーン』の内の10節を読むこと、②「説論の混じった物語」を披露すること、そして③「抑圧された嘆願者たちや哀れな被害者たちへの審問」に同席して「訴件」の正しい決着に協力することを依頼されたのである。この依頼を受諾したBVの著者 Vāṣifi は、出仕後早速「賢明・公正・博識において類を見ない」Uluǧ-beg の「徳業や美德 (manāqib-u-fazā'il)」の一部を披露するよう求められ [do.: I, 364], 4つの逸話を語った。上に示したのはその内の2つであり、残り2つの内1つは Qābūs-nāma に見られる逸話 (タバーリスターンの大カーディーが、しらを切る被告に金を受け取ったことを白状させる物語) [黒柳 (訳): 115-117] を短縮したものであるが [BV: I, 370-371], この場合も BV 所収バージョンにおける主人公は Uluǧ-beg である。

誤解を避けるために指摘しておくが、BV 中の Uluǧ-beg に関する逸話には、十分な具体性を持ち実話としか思えないものもある [BV: I, 40-41; II, 118-119]。これらに加えて、他の為政者に関する逸話まで Uluǧ-beg のものとした理由は、おそらく、マーワランナフル統治において、ティムール朝為政者を模範とせんとするウズベク人為政者 [Subtelny 1983] への配慮であろう²³⁾。Uluǧ-beg は父 Šāh-ruḥ の治世とその後、あわせて半世紀もの間マーワランナフルに君臨したから、この地域にとって特別な存在であったにちがいない。

以上の考察により、ティムール朝期に Nizām al-mulk 著『統治の書』の内容が十分に知られていたと判断することができる。そうすると、Nizām al-mulk が書き残した実践的な忠告がティムール朝における政治上の制度や慣習に影響を及ぼしていた、あるいはティムール朝為政者とその周囲が Nizām al-mulk の忠告を踏まえて行動していた可能性は十分にある。

II イラン・イスラーム的政治文化の継承をめぐって

I ウラマーや修行者との交際およびこれらの者たちの保護

前章第3節で言及したように、ティムール朝為政者を模倣する傾向のあったシャイバーン朝初期のウズベク人為政者は、BVの著者に3つの業務を依頼した。このうち、①『クルアーン』の内の10節 (すなわち10の āya) を読むこと、②「説論の混じった物語」を披露すること、については、『統治の書』「第8章: 信仰, シャリーア, およびそれに類する事柄に関して調べ通曉することについて」の以下の部分に対応している。

23) ただし、ブワイフ朝の 'Azud al-dawla を登場させなかった理由には、シャイバーン朝が既にサファヴィー朝との対決姿勢を明らかにし、反シーア派を明確に打ち出していたことも、つけ加えるべきかもしれない。なお、BVには、ウズベク人為政者をサーマーン朝の Ismā'il, ガズナ朝の Sultān Maḥmūd, セルジューク朝の Sanjar に喩えた賛辞も見られる [BV: II, 386]。

[また帝王は] 以下のようにせねばならない。すなわち、1週間に1度か2度、ウラマー (ulamā-yi dīn) を自分のところに招き、至高なる神の命令を彼らから聞き、『クルアーン』の註釈、使徒《神よ、彼に祝福と平安を与え給え!》についての伝承、そして公正なる帝王たちや預言者たち《彼らの上に平安あれ!》の逸話を聞くのである。[井谷・稲葉 (訳): 73; *Siyar*: 79]。

ウラマーから『クルアーン』の註釈、使徒についての伝承、そして公正なる帝王たちや預言者たちの逸話を聞く」ことは為政者にとって重要と説いている。しかも、頻度を「1週間に1度か2度」と具体的に指示している。この忠告に対応したティムール朝為政者の行動は、第I章第2節でも言及したように、そもそも王朝始祖のティムールに見られ、「移動中も逗留中も」「様々な史書や預言者たちの物語」「諸王の行状や過去の人々の伝承」を朗読させていたという [‘*Ajā’ib*: 455]。さらにティムールは「ウラマーや学識者たちこの上なく敬愛し、他の誰より彼らを優先し、彼らみなに地位を与え」「彼らとの議論において公正さと上品さがあった」という [do.: 454]。ウラマーや学識者の保護は『統治の書』でも重視されており、上の引用部に先立って「ウラマーを尊崇し、彼らの給与を国庫から支払い、禁欲家たち (zāhidān-u-parhīzkārān) を尊重する」ことが義務であると説いている。

このウラマーおよび「禁欲家」との交際や彼らの保護の義務を踏まえた習慣が、以下のよう

[Sulṭān Ḥusayn Mirzā は] 偉大なるサイイドたち、イスラーム学者たち (ulamā’-i Islām)、時の学識者たち、雄弁さを印付けられた詩人たちへの配慮を怠ることなく、これらの貴き集団に対する、要請されたことの遂行やソルガルや恩賜の支給に関して、常に従うべき命令を下されていた。週に2度月曜日と木曜日にカーディーたちとウラマーを至高なる貴人たちの会合に招き、生じた重要事を宗教指導者たちの見解に従って裁決していた。[また] ダルヴィーシュたちや隠棲者たちとの対話 (ṣuḥbat-i darvīṣān va gūṣa-niṣān) や説教の会合 (majālis-i va’z) にしばしば足を運んだ。[HS: 111]。

この Sulṭān Ḥusayn Mirzā (在位 1469-1506) の習慣は正に『統治の書』の指示に従ったかのように思える²⁴⁾。「詩人たちへの配慮」は『統治の書』では言及されていないが、『統治の書』より少し後の教訓書 *Āḥād Maqāla* によれば「宰相 (ḥājā-yi buzurg) Nizām al-mulk 《神の慈悲あれ!》は詩について何の考えももたなかった。なぜなら彼は詩の知識に通じていなかったからで、その上彼は導師 (a’imma) と神秘主義者 (mutaṣavvifa) 以外の者には何の関心も抱かなかった」という [黒柳 (訳): 247]。詩人の保護自体は当時から常識的なことであり、その意義は *Āḥād Maqāla* において「王は自己の名を不滅にし、その名声を詩集や書物に記録してくれる優れた詩人のかかすことはできない。なぜなら王に避けられぬ定

24) 実際 BV には「有力者たち (akābir-u-a’ālī-u-mavālī-u-aṣṣrāf)」が集まった Sulṭān Ḥusayn Mirzā の「会合 (majlis)」において、シャイフルイスラームを含む参会者の間で議論が行われる場面が描かれている [BV: I, 492]。なお、サイイドたちやウラマーの保護・統轄に従事し、彼らの宮廷への出入りを取り仕切ったのが、サドル (宗務長官) である [久保 1997: 155-156]。

め〔＝死〕が違すれば、その軍隊・財宝・宝庫は跡形もなくなるが、その名は詩人たちの詩によって永遠に残るからである」と説明されている〔黒柳（訳）：230〕。

以上に取り上げた『統治の書』の忠告およびティムール朝王族の習慣は、おおむね、ムスリム為政者がシャリーアに基づいて国家を運営するための努力と解することができる。しかし、Sultān Ḥusayn Mirzā と同時代の著名文人は、次のように言う。

ファールス〔すなわち古代ペルシア〕の諸王には、その対話の席（*ṣuḥbat*）に賢者（*ḥakim*）たちや学識者（*fazil*）たちを欠かさず、彼らと相談することなしには命令を下さない、という規則があった。王権の礎が正義（*ʿadālat*）と誠（*rāsti*）の上に置かれていたから、彼らの国は4千年以上続いたのである²⁵⁾。〔*AM*：164〕。

つまり、上に見た『統治の書』の忠告やティムール朝王族の習慣が古代イランの伝統に拠るという認識をほのめかしているのである。*AM*の後続部分では「帝王が避けることのできない学者たちや賢者たち（*ahl-i ʿilm-u-ḥikmat*）」として、すぐれた *faqīh*（法学者）、*nāsiḥ*（忠告者）、*ṭabīb*（医師）、*munajjim*（天文学者・占星術師）、*sāʿir*（詩人）、*nadīm*（食客）が挙げられており〔*do*：165-167〕²⁶⁾、これらの人々およびその職業は先述の *Qābūs-nāma* や *Čahār Maqāla* においても重視されている。なお、『統治の書』には「第18章：王が仕事に関して賢者（*dānāyān*）、長老（*pīrān*）と相談することについて」も収められているが〔井谷・稲葉（訳）：115-116；*Siyar*：123-124〕、この場合の相談相手は「賢者、長老、経験者（*jahānidagān*）」および「長老たち、自身の味方たち（*havāḥʾāhān*）、国の重臣たち（*awliyāʾ-i dawlat*）」であり²⁷⁾、これらの者たちとの相談を重要とする根拠は、『クルアーン』や預言者ムハンマドの行動に求められている。

以上に見たウラマーを中心とする学識者や賢者との交際、および彼らに対する保護は、イラン・イスラームの政治文化の特徴を帯びていると言えるが、この特徴がさらに明瞭な制度・慣習がある。それは、前章第3節末で取り上げた、ウズベク人為政者が *BV* の著者に依頼した業務のうちの③「抑圧された嘆願者たちや哀れな被害者たちへの審問」に同席して「訴件」の正しい決着に協力すること、である。これは、いわゆるマザーリム法廷において、

25) イスラームと出会うまでのイランの歴史を4000年以上とする例は多い〔*NM*：LXXV〕。

26) この部分の最後に「もっとも良い同席者（*jalīs*）、もっとも良い友人（*anīs*）は偉大な人々の著書や立派な人々の著作である《時に輩より書物が良い》」と付け加えている〔*AM*：167〕。この点は本稿第I章第2節で見た *kitābhāna* 運営からも窺え、またナヴァーイーは統治指南の書間において「〔公務から〕解放されたら、退屈しないよう *kitābhāna* へ行き、*kitābhāna* の人々と勉強する。副官の誰かに適切と思う史書、特に *Zafar-nāma*〔＝*ZN*〕を朗読するよう命じる。シャイフたちの言葉や幾つかの詩集も話し合うのに悪くない」と忠告している〔*Muk*：XIV, 187；*Kul*：II, 397b〕。

27) なお『統治の書』には、*nadīm* について「第17章：帝王の *nadīm* や近臣（*nazdikān*）、および彼らの仕事の段取りについて」〔井谷・稲葉（訳）：112-114；*Siyar*：120-122〕が設けられている。ここで Nizām al-mulk は、相談相手としての「*nadīm* たち」と「ワズィール、国の重臣たち、経験豊富な長老たち」の役割の違いを説明し、また「*ṭabīb* や *munajjim*」が *nadīm* となる場合があったと述べている。

カーディーや法学者が果たすべき役割にはかならない（本稿注 44 参照）。

2 『統治の書』におけるマザーリム法廷とティムール期のマザーリム法廷

マザーリム法廷は「正義の法廷」とも呼ばれ、為政者が臣民 (ra'iyat/ *pl.* ra'āyā) からの訴えに基づいて「官、の不正 (maẓlima/ *pl.* maẓālim) を暴き、臣民を救い役人に懲罰を与えることを目的とする。当然シャリーアは重視されるが、カーディーの主催するシャリーア法廷とは一線を画し、カーディーが被告となることも珍しくはない。起源はイスラーム化以前のイラン（ササン朝）に求められ、早くはウマイヤ朝カリフ 'Abd al-malik（位 685-705）が取り組み、アッバース朝カリフ Mahdī（位 775-785）以降に本格化したとされる [EI²: MAZĀLIM]²⁸⁾。この制度については、*Aḥkām* が詳しく、「第 7 章：不正 (maẓālim) の監督」に「マザーリム法廷 (majlis al-maẓālim)」およびマザーリム「監督官 (nāẓir)」の任用とその職務²⁹⁾のかなり細かな規定が見られる [湯川（訳）：183-228; *Aḥkām* : 97-119]。

実は、この諸規定がティムール朝においても十分知られていた可能性ある。なぜなら、先述 *MB* の著者が初期ウズベク時代に *MB* の次に著した *Sulūk* において、*Aḥkām* を *Aḥkām-i sulṭānī*、その著者を Imām Abū al-Ḥasan Qāzī al-quḏāt Māvardī と呼び、この諸規定のペルシア語訳を引用しているからである [*Sulūk* : 215-227]³⁰⁾。しかし、以下適宜ふれるように、ティムール朝期や初期ウズベク時代に *Aḥkām* の細かな規定が厳密に守られていたとは思われず、多分に現実的な対応が取られたと考えられる。したがって、『統治の書』の手短ながらも具体性を持つ忠告の方が、かえって直接的な影響を及ぼした可能性がある。

明らかに Nizām al-mulk は、『統治の書』において、王が自ら「正義」を実践する場としてマザーリム法廷を重視しており、実践的な忠告を開始する最初の章、「第 3 章」をこれにあて、「帝王がマザーリム法廷に出席し (maẓālim nišastan)、しかるべく振る舞うことについて」と題している。ここで Nizām al-mulk は以下のように言う。

28) 我が国では松田 1990 が、J. S. Nielsen の研究成果に基づいて、アッバース朝期からマムルーク朝期までのマザーリム法廷の制度を概観し、マムルーク朝における、直訴が裁決されるまでのプロセスと直訴文の実例を考察している。

29) 「マザーリム」すなわち「不正」の監督は、為政者が直接担う場合もある。なお、*Aḥkām* によれば、「マザーリム監督官の任務の 10 種類」のうち、第 1 が「執政官たち (wulāt) による臣民 (ra'iyat) に対する権利侵害を調べ、その不正に応じて彼らを処分すること」、第 2 は「徴収官たち (ummāl) が不正に徴収した財物について」調べ、「徴収官が余分に取りたてないように監督すること」、第 3 は「諸官庁 (dawāwin) の書記たち (kuttāb) の任務の監視」、第 4 は国庫から給与を得ている者が「給与を減らされたり遅らされたりするような不正の被害を受けたとき」の対応、第 5 に権力や武力で「強制的に取り上げたものの返却」といった具合である [湯川（訳）：192-196; *Aḥkām* : 101-103]。

30) 正確には湯川（訳）：184-185, 191-219; *Aḥkām* : 97-98, 100-115 の訳であり、あまり丁寧ではなく、逸話等の省略が見られる。また *Sulūk* には、この部分の補足として、*Aḥkām* の「第 19 章：犯罪 (jarā'im) についての諸規則」におけるアミール（総督）の司法権に関する解説 [湯川（訳）：528-532; *Aḥkām* : 273-275] のペルシア語訳も見られる [*Sulūk* : 227-229]。

帝王は必ず次のことをなさねばならない。すなわち、週に2日マザーリム法廷に出席し (ba-maḏālīm ba-nišīnad), 不正を行う者 (bidādgar) に報いを与え、公正をなし、臣民 (ra'iyat) の言葉をも自分の耳で直接聞くのである³¹⁾。また、より重要な訴件 (qiṣṣa) については上奏がなされ、

[帝王が] その1つ1つについて命令を下さねばならない。[井谷・稲葉 (訳): 14; Siyar: 18]

さらに「アジャムの王たち」の慣習, 「1人の耳の不自由な王」の物語, およびサーマーン朝の Isma'il の習慣を取り上げて [同: 14-15, 23-24; do.: 18-19, 28-29]³²⁾, 為政者が直接訴えを聞くことの重要性を説いている。この点について Nizām al-mulk は、第6章に見られるカーディー職の説明においても、アッバース朝期のマザーリム法廷を踏まえながら本来「帝王は自分で訴訟に関わり (qazā' kardan), 自分で当事者たち (ḥaṣmān) の話を聞かねばならぬ」と述べている [同: 53; do.: 59]。

Nizām al-mulk は、上述第6章に限らず、第3章以外で何度も「マザーリム (法廷)」に言及し、その事例・逸話を紹介している³³⁾。以下、その内容をごく簡略に示す ([] 内のローマ数字は章番号, 算用数字は形式段落番号である)。

- ① ササン朝の Nūsīrvān が主催, 「ムクターや役人たち」に関する「訴人たち」に対応 [V-3]
- ② アッバース朝カリフ Maṣṣūr が主催, 被告は財務官僚 'Umāra b. Ḥamza [VI-5]³⁴⁾
- ③ ガズナ朝の Sulṭān Maḥmūd が主催, 被告はカーディー [XIII-19]
- ④ アッバース朝カリフ Ma'mūn が主催, 「訴状 (qiṣṣa)」の内容に応える [XXXVI-6]
- ⑤ ササン朝の Qubād 1 世 (Nūsīrvān の父) が主催, 被告は有名なマズダク [XLIV-2]
- ⑥ Sulṭān Maḥmūd が主催, 原告は債権者たる商人で被告は債務者たる王子 Mas'ūd (ただし, 両者の揃った「法廷 (majlis-i ḥukm/ majlis-i qazā')」を開くには至らない) [XLIX-4]

以上のように³⁵⁾, 『統治の書』において、イスラーム化以前のササン朝君主のマザーリム法廷も取り上げられている (①, ⑤)。そもそも Nizām al-mulk はマザーリム法廷の起源を

31) この引用に続く部分では、原告たる「臣民」を「mutaḏallim (訴人) たちと dādḥ'āh (正義を求める者) たち」、被告たる「不正を行う者」を「ḡālim (圧制をなす者)」と言い換えている。

32) 「耳の不自由な王」の物語は、後の教訓書や逸話集において、舞台を「中国 (Čīn)」と明記した形で受け継がれており [NM: 31; KS: II, 536; JH: 73; RH: 39], またサーマーン朝の Isma'il の物語も受け継がれている [NM: 122-123; JH: 85]。

33) 該当箇所に見られるマザーリム法廷の表現としては、第3章の題目や上記引用部と同様の、為政者を主語とした ba-maḏālīm niṣāstan (マザーリムのために座る) のほかに maḏālīm sāhtan / maḏālīm kardan (マザーリムを行う) があり、原告を主語とした ba-maḏālīm āmadan (マザーリムに来る) という表現もあり、単に rūz-i maḏālīm (マザーリムの日) とした箇所もある [Siyar: 44, 59, 116, 176, 258, 326]。なお, Aḥkām においては, Siyar と同様の、為政者を主語とした jalasa li'l-maḏālīm (マザーリムのために座る) のほかに、マザーリム監督官を主語とした naẓara fī al-maḏālīm (マザーリムを調査する) も見られる [Aḥkām: 100-101, 106, 113]。

34) ほほ同じ内容の逸話が Aḥkām にも収められている。ただし、被告は同じ 'Umāra b. Ḥamza であるが、カリフは Maṣṣūr ではなく Hādī である [湯川 (訳): 216; Aḥkām: 113]。

35) さらに付け加えるなら、マザーリムの語が見られず内容も現実味が弱いのが, Nūsīrvān が主催し、「驢馬」が原告で飼主の「洗濯屋」が被告という事例がある [V-14~15]。

「アジャム [=イラン] の賢明なる諸王」が春秋の大祭 (*Nawrūz* と *Mihragān*) の総謁見の際に訴訟を受け付けたことに求めており、始りはササン朝初代君主の Ardašir の時としている [同: 51-52; do.: 57]³⁶⁾。同様の説明は『統治の書』を参照した *NM* にも見られ、いずれも内容的にはアッバース朝期の著名なアラブ文人 Jāhiz (Abū-'Uṣmān 'Amr) の著作 *Kitāb al-tāj* に拠ると考えられている [Perry 1978: 204; *NM*: lxxxiii, xcix]。『統治の書』によれば「罪深い Yazdagird [1 世] の時代まで」は同様に [井谷・稲葉 (訳): 52; *Siyar*: 58], Nūšīrvān のときに「7 歳の子供でも手が届くような高さに鎖を取り付け、ベル (jaras) を吊るす」という有名な措置がとられたという [同: 47; do.: 52-53]。

イスラーム化以前のイラン世界の為政者にも賛辞を送るという姿勢は『統治の書』に一貫しており³⁷⁾、特に、その名にしばしば 'ādil (公正なる [者]) という語を伴う Nūšīrvān に対する評価が高い。Nūšīrvān への称賛は『統治の書』以外でも広く確認され、アッバース朝カリフ Ma'mūn が Nūšīrvān の「墓所 (daḥma)」を整備したという逸話が Abū-'Alī Miskawayh によるアラビア語文献に見られ、同じ話がセルジューク朝期とティムール朝期のペルシア語教訓書にも収められている [*NM*: lxxv, lxxxix, 138; *AM*: 36]。この傾向について、ティムール朝末期の有名な思想家・文人・詩人の 'Abd al-raḥmān Jāmī は次のように言う。

Nūšīrvān は正しい信仰 (dīn) を知らなかったが、正義 ('adl) と誠 (rāsti) において無比の者であった。それゆえ被造物の長 [預言者ムハンマド] 《彼の上にもっとも優れた祈りともっとも完全な祝福あれ!》は自慢して「私は公正なる王の御代に生まれた」³⁸⁾ と言っていた。… [中略] … 伝承によれば、至高なる神はダヴィデに以下の啓示を下した。それは、「自身の民に言え、『アジャムの帝王たちのことを悪く言うな』と。なぜなら彼らは、我が僕たちがそこで生活できるよう、正義によって世界を繁栄させたからである」というものである。 [*Bah.*: 45]

これは、為政者の場合に「正しい信仰」よりも「正義」の実践が優先され得るという考え方を示しており、預言者ムハンマドと同時代の Nūšīrvān はもちろん、それ以前のイラン諸王に対しても高い評価が下されているのである。

以上のようなイスラーム化以前からのイランの政治文化を受け継ぐマザーリム法廷は、

36) これに対し *Aḥkām* では「ペルシアの王たち (mulūk al-Furs) は、このような任務を王権の基礎 (qawā'id al-mulk) であり、正義の規則 (qawānīn al-'adl) だと考えた」と述べながらも、マザーリム法廷の正式な起源をジャーヒリーヤ時代の有徳者同盟結成の経緯に求め、「使徒ムハンマドがその盟約の場にいたことと、後にそれを支持して語ったことから、イスラームの法 (ḥukm šar'i) となり、預言者のスンナ (fi'l nabawī) とみなされるようになった」と説明している [湯川 (訳): 187-191; *Aḥkām*: 98-100]。

37) 例えば、「識者 (dānā)」で「立派な行いをなし、それゆえ最後の審判の日まで彼らの名声は語り継がれる」とされる為政者に Āfaridūn/ Faridūn, Iskandar (アレクサンドロス), Ardašir, Nūšīrvān が含まれ、また「よきワズィール」にめぐまれて「大成し (buzurg šuda)」 「復活の日までその名声が鳴り響く帝王」には Kayḥusraw, Manūčīhr, Afrāsiyāb, Guštāsb, Rustam, Bahrām Gūr, Nūšīrvān が含まれる [井谷・稲葉 (訳): 75, 221-222; *Siyar*: 81, 223-224]。

38) このムハンマドの言葉は有名で、様々な文献に引用されている [久保 2008: 203, 注 19]。

ティムール朝の下では、どのように実践されていたのであろうか。ティムール朝期の歴史叙述には直接的な関連記事が少なく、そもそも *maẓālim* の語を見出すことすら難しいが、ティムール期に *divān-i maẓālim* なる法廷の存在を確認することができる³⁹⁾。

- (i) [1391 年ティムールはサマルカンドで] 数日 *divān-i maẓālim* のために (ba-divān-i maẓālim) 座り、被抑圧者 (maẓlūm) たちの正義の深みに達し、不正な抑圧者 (bidādgarān-i ẓālim) たちを十分に懲らしめた。[ZT/P: 99]

この史料 ZT については、ティムール没後に Šāh-ruḥ (在位 1409-47) の指示の下、子孫と比べてモンゴルのであったティムール [久保 2014b] の事蹟の叙述に、若干の意図が働いていることが指摘されている [Woods 1987: 97-99]。同様に改編された後 Šāh-ruḥ に献呈された MT [do.: 89] には、以下のように、ティムールの息子やティムールと同時代のテュルク系為政者の *divān-i maẓālim* に関する言及が 3 例見られる。

- (ii) [ファールスの統治者となったティムールの息子 'Umar Šayḥ は] 領地の法 (qānūn-i mamlakat) を正義に基づいて定め、[ハディースを伝えた] 高貴な教友たちに支えられた正義の座 (masnad-i 'adl) を *divān-i maẓālim* に広げさせた。[MT: 428]
- (iii) [カラウナスの指導者 Amīr Qazāgān の孫でティムールの盟友 Amīr Ḥusayn は] 鋼の棍棒 (čumāq) を手に持って *divān-i maẓālim* に (dar divān-i maẓālim) 座っていた。[do.: 264]
- (iv) [モグールのハン Ḥizr Ḥ'āja Uglān の後見人 Mirak Āqā は] ベールで [自身を] 覆って (muqanna'-pūš) *divān-i maẓālim* に (bar divān-i maẓālim) 座っていた。[do.: 131]

上の例、特に (iii) と (iv) から判断して、ティムール期の中央アジア・イランにおけるマザーリム法廷の安定的開催は常識的なものといえよう。また (iii) と (iv) に見られる、為政者が「*divān-i maẓālim* に座る (dar/ bar divān-i maẓālim nišastan)」という表現は、先の (i) の例も含め、『統治の書』や *Aḥkām* に見られる「マザーリムのために座る (ba-maẓālim nišastan/ jalasa li'l-maẓālim)」という表現 (本稿注 33 参照) に通じている。ところが、ティムールの *divān-i maẓālim* については、以下のような記事も存在する。

- (v) 以下のような世界が従うべき [ティムールの] 勅命 (yarlig-i 'ālam-muṭā') が出された。すなわち、同日中に [反逆の嫌疑でアミールの] Kayḥusraw Ḥuttalānī を捕らえ、*divān-i maẓālim* に

39) *divān* という語は元々「台帳・冊子」を表し、「詩集」の語義は別にして) 初期イスラーム時代にはアラブ戦士の「俸給台帳」を指し、やがてササン朝に起源を求め得る「官庁」を表すようになり、アッバース朝の下で *divān al-maẓālim* (マザーリム庁) の存在を確認できる [EI²: DĪWĀN]。しかし、遊牧テュルク・モンゴルの慣習の根強い政権において *divān* は、特に人の組織を意味しており、ティムール朝では財務管理組織を指す場合を除いて、主に各種の「評議機関」を指している [久保 2014a: 213-214]。本稿では、マザーリム法廷や後述ヤルグ法廷に関連する *divān* はローマ字転写のまま、中央政府の財務管理組織 (通常 *divān-i māl* / *divān-i a'lā*) や各種評議機関の場合は「ディーワーン」あるいは「～庁」と表記する。なお、現代ペルシア語において *divān* は主に「裁判所・法廷」を意味するが、F. Steingass 編のペルシア語辞典では *divān dāstan* という慣用句に *to hold a council* (評議会を開く) という訳語が当てられ、A. K. Боровков 編のウズベク語辞典では、歴史用語としての *дево́н* の訳語に *государственный совет* (国家評議会) が見られる。

出廷させ、ノヤンたちやアミールたちが彼に対してヤルグ審問を行う (ba-yargū-yi ū ba-pursand) というものである。[ZN/Y: 148b]

divān-i maẓālim において「ノヤンたちやアミールたち」による「ヤルグ審問」なるものが行われていたのである。この「ヤルグ審問」は、以下のように、*divān-i maẓālim* よりも *divān-i buzurg* と表現される場において、数多く行われている。

(vi) [ティムールの] 至高なる命令が出され、Alanjaq 近郊で生じたグルジア人たちとの戦闘において過ちを犯した Amīrẓāda Mirān-šāh 麾下のアミールたちに、*divān-i buzurg* において (dar divān-i buzurg), ヤルグ審問が行われた (yargū pursidand)。… [中略] … [2 人のアミールは] ヤサ (yāsāq) の棒であちこち打たれた。… [中略] … [もっとも逃亡したアミールは] 処刑する (ba-yāsāq rasānand) よう指示があった。[do: 356a]

(vii) [シーラーズで騒動を起こした] 上述の王子 (amīrẓāda) [Pir-Maḥammad b. ‘Umar-Šayḥ] に、*divān-i buzurg* において、ヤルグ審問が行われ (yargū pursida), 彼はヤサの棒で打たれた。[その後] 枷を外され解放された。[do: 365a]

(viii) 彼 [=叛意を示した王子 Iskandar b. ‘Umar-Šayḥ] に、*divān-i buzurg* において、ヤルグ審問が行われ (yargū pursida), 彼はヤサの棒で打たれた。[その後] 枷を外され解放された。[do: 398a]

(ix) 直ちに以下のような [ティムールの] 命令が出され、[その] 集団 [=謀反を企てたサマルカンドの有力者たち] が拘束された状態で御前に引立てられ、*divān-i buzurg* で (sar-i divān-i buzurg) ヤルグ [審問] が行われた (yargū dāstand)。[MT: 411]

事例 (vii) と (viii) で王子が対象とされ、(ix) では遊牧テュルク・モンゴル系ではなくイラン系定住民の代表者たちが対象となっているが、この点はマザーリム法廷か否かに直接は関わらない。問題は、史料 ZN/Y と MT は Šāh-ruḥ 期に完成・改編された史書であり、ティムールの異教的要素を排除する傾向が想定される [Woods 1987: 104-105] にも関わらず、事例 (vi)～(viii) では「ヤルグ審問」の結果「ヤサの棒で打つ」、つまりヤサによる棒打ちの刑というモンゴルの刑罰を与えられていることである。また、上の 4 事例における「ヤルグ審問」は、もっぱら被告に対する審問を指しており、審問を行う理由が、いずれも被告の政治的策謀や軍事行動にある。官の不正を暴き懲罰を与える目的で、まずは原告たる臣民に審問するマザーリム法廷の手続きとは、一線を画すると言わざるを得ない。

「ヤルグ審問」は、さらに、*divān-i maẓālim* でも *divān-i buzurg* でもなく、単に *divān* とのみ表現された場でも行われている。

(x) 以下の [ティムールの] 命令が出された。すなわち、彼 [=反逆したアミール Hājji Beg] を *divān* に連れて行き、Amīr Hājji Sayf al-dīn に彼のヤルグ審問を行わせるというものである (yargū-yi ū-rā ba-pursad)。… [中略] …彼は処刑された (ba-yāsāq rasānidand)。[ZT/P: 88-89]

(xi) [ティムールは] 自ら *divān* に (dar diivān) 座り、人を遣って名の挙がった者たち [=サマル

カンドの有力者を含む、反逆を企てた者5名」を呼び寄せ、御前でヤルグ審問を行わせた (dar ħuḏūr yargū-yi ān pursidand)。[do. : 31; MT : 299]⁴⁰⁾

事例 (x) は事例 (v) と同じく、「ヤルグ審問」はティムールが直接行うのではなく、ティムール臨席のもと、その麾下のアミールによって行われたことを示している。

ティムールの下で、主に *divān-i buzurg* や *divān* (まれに *divān-i maḏālīm*) と呼ばれる場で行われた「ヤルグ審問」とは、いかなる法廷における、いかなる手続きであったのであろうか。実は、Šāh-ruḥ 期に著わされた ZT において、ティムールの下に「ヤルグとヤサの法廷 (maḥkama-yi yargū va yāsāq)」なるものの存在が言及されている [ZT/P : 99]。

3 モンゴル時代からティムール朝期にかけてのヤルグ法廷

そもそも「ヤルグ (yargū/ yārgū < yargu)」とは、G. Doerfer によれば「(モンゴルの) 法廷, 裁判の審理, 尋問・審問 (場合によっては拷問を伴う懲罰)」であり、チャガタイ語辞典 *Sanglāḥ* によれば「正義を求める騒動 (ḡulū-u-ḡawḡā-yi dādḥ'āh), 裁判 (muḥākama), 訴えや争い (da'vā va nizā')」とする。*Sanglāḥ* の説明はマザーリム法廷に通じるが、前節で取り上げた諸例では、そもそも開廷の理由が臣民からの訴えではなく、また「ヤルグ審問」は原告ではなく被告に対する審問である。なお、この語の元となるテュルク語動詞 *yar-* は、*Sanglāḥ* によると、ペルシア語の動詞 *sikāftan* (はどく・裂く・割る) にあたる。

上に示したティムール朝期の史料の引用において、主に「～にヤルグ審問を行う」と訳した表現は、*kasī-rā yargū pursidan* および *(ba-)yargū-yi kasī pursidan* (*kasī* は不特定の「人」), 文字通りには「～にヤルグを尋ねる」であり、*yargū pursidan* を「(モンゴル式の) 法廷審問を行う」という意味の複合動詞と見なすことができる。モンゴル時代の史料 JT では、上の表現に加えて、*kasī-rā yārgū dāstan* および *yārgū-yi kasī dāstan*, つまり「～(のため) にヤルグを持つ」という表現も見られ [JT : 834, 1155, 1503], この場合も *yārgū dāstan* を「(モンゴル式の) 法廷を開く／裁判を行う」という意味の複合動詞と見なすことができる。また同じ JT に *gāh-i yargū* (ヤルグのとき) を *hingām-i tafahḥuṣ* (調査のとき) に言い換えたと思える箇所もある [JT : 685]。通常の用法においてヤルグは「(モンゴル式) 法廷での審問」や「(モンゴル式の) 法廷・裁判」そのものを指すと考えてよからう。

ZN/Y の序文に見られる伝承では、そもそも「ヤルグ審問の規則は彼 [=Nūh の子にしてテュルクの祖 (abū al-turk) Yāfiṣ の第4子 Rūs] が定めた (rasm-i yargū pursidan ū nihād)」とされ [ZN/Y : 16b], チンギス・ハンは「ヤルグとヤサの諸規定の樹立 (iqāmat-i marāsīm-i yargū va yāsāq) にこの上なく尽力し、その詳細の遵守を強調することを義務と見なし、いかなる点も疎かにしなかった」と伝えられている [do. : 75a]。このチンギス・

40) 訳文は ZT/P に従っている。MT にもほぼ同じ記事が見られるが、*divān* が *divān-i a'lā*, *yargū-yi ān pursidand* が *yargūri* (おそらく *yargū-yi* の誤り) *ān-rā dāstand* となっている。

ハンの義弟・忠臣シギ・クトゥクに関して *JT* には以下のような記事が見られる。

[シギ・クトゥクは] ヤルグ審問を正しく行っていた。罪人たちにたいそう配慮していた。[罪人たちの] 恐怖や恐れゆえに結審することのないよう、言葉を繰り返していた。「怖れずに本当のことを言え」と言っていた。*yārgūci* たちの調べで以下のことがよく知られるようになった。すなわち、その当時からこの時代まで、モンゴルの住む領域とその周縁部 (*vilāyat-i muğūlistān va ān ḥudūd*) において、ヤルグの基礎は彼のやり方や方法に基づいているのである。[*JT*: 84]

モンゴル人たちの間でシギ・クトゥクによるヤルグ審問の方法が長く受け継がれたことが判る。上の引用に見られる *yārgūci* は、「ヤルグ」の語にテュルク語の接尾辞 *-či/ -çi* が付いて形成された語であるが、この *yārgūci* についてもシギ・クトゥクに関する情報が重要である⁴¹⁾。チンギス・ハン期に詳しい『元朝秘史』には以下のように記されている。

[チンギス・ハンは]「普き民人の盗人をいましめ、偽言を白状せしめ、死なざるべき理もてる者を死なしめよ。罰せしめらるる理もてる者を罰せしめよ」と云って [シギ・クトゥクを] 最高の断事官に任じた (すべての上の *jarju* [= *yārgū*] を任せた)。また「普き人衆の分け前を分かちたるを、訴えを裁断したるを、青き冊条 (*kōkō debter*) に書き写し冊子となし、子々孫々に到るまで、シギ・クトゥクが我に譲りて、理に則り青き文書を白き紙に登録せしを改めしむるなかるべし。改めしむる人々は罪ある者たらしめよ」と勅があった。[小澤 (訳): 下, 64-65, 第 203 節]

シギ・クトゥクはチンギス・ハンから直々にヤルグ長官に任じられていたのである。またモンゴル法廷において議事録の記録と保管が非常に重視されていたことも判る。なお、『元朝秘史』漢語版ではヤルグに「断事」の語が当てられている。

イルハン朝の制度の多くを継承したと考えられるジャライル朝期の文書例集の中に「偉大なるオルドゥ (*urdū-yi mu'aẓẓam*)」における「ヤルグ・アミール (*amīr-i yārgū*)」 [= *yārgūci* たちの長] の任命書例 3 点が収められている [*DK*: 29-35]。それによると、「ヤルグ (制度)」は「チンギス・ハンの国家とモンゴル諸王 (*salāṭīn-i muğūl*) によって」確立され、「モンゴル・アミールたち (*umarā'-i muğūl*) とその兵士たちが従わざるを得ない」ものである。また「イスラーム教徒たち (*ahl-i Islām*)」が「高貴なるシャリーアに拠るのと正に同様に」, 「モンゴル諸族 (*aqvām*) は訴件においてヤルグに拠ってきており、現在までその方法を継続し、その法 (*qānūn*) を確かなものとしている」という。そしてヤルグ・アミールの職務は、「モンゴル人たちの訴件の調査」およびその訴件を「チンギス・ハンの *qūtātū-bilik*⁴²⁾ とカアンの命令 (*aḥkām-i qāāni*) を心得、ヤルグの裁定 (*faṣl-i/ fayṣal-i*

41) ティムール朝期にも *yārgūci* の存在は確認でき、*Mu'izz* に家臣のリストが見られるティムール朝王族 29 名のうち、8 名 (Pīr-Muḥammad b. 'Umar-Šayḥ; Rustam b. 'Umar-Šayḥ; Sa'd Vaqqāṣ b. Jahāngīr; Pīr-Muḥammad b. Jahāngīr; Ījl b. Mīrān-šāh; Šāh-ruḥ; Ulūg-beg b. Šāh-ruḥ; Ibrāhīm Sultān b. Šāh-ruḥ) の下に *yārgūci* (正確には *amīr-i yārgū* 「ヤルグ・アミール」) の存在を確認できる [*Mu'izz*: 103a, 105b, 118a, 120a, 129b, 133b, 138b, 142a]。ただし、ティムール朝期の *yārgūci* および *amīr-i yārgū* の職務内容に関する情報は無い。

42) *qūtātū-bilik* なる語句は、有名な Yūsuf Ḥaṣṣ Ḥājib によるカラハン朝テュルク語の教訓書

yārgūhā)においてそれを利用し,「ヤルグの法とヤサの規則 (qānūn-i yārgū va qā'ida-yi yāsāq)」や「チンギス・ハンのヤサの法 (qānūn-i yāsā-u-yāsāq)」や「正義とヤサの法 (qānūn-i ma'adalat va yāsāq)」に基づいて裁定することであるという。

なお、ヤルグ・アミールには「従者 (nawkar) たち」が仕えており,「ヤルグ証書の書記 (kātib)」もいて,結審すると「ヤルグ証書 (yārgū-nāma)」が発行される。また,「*divān-i yārgū* (ヤルグ法廷) に臨む係争者たちは,彼 [=ヤルグ・アミール] とその従者たちとヤルグ証書の書記 (kātib) に,彼らが自身の業務の経費に費やしその仕事の処理に従事できるよう,決まり通りの規定 [の料金] (rasm) を保証する」とある。

以上のように,ヤルグ・アミールはモンゴル人の間の訴件に対処しており,このモンゴル法廷はシャリーア法廷とは明確に区別されるものである。しかし,興味深いことに,このモンゴル法廷も,ティムール期のマザーリム法廷 *divān-i mazālim* と同じく, *divān* の語を用いて *divān-i yārgū* (ヤルグ法廷) と表現されている。実際,為政者が主催した場合のモンゴル法廷とマザーリム法廷は,厳密には区別されない場合があった可能性が大きい。同じ DK 所収の「ウルス・アミール (amīr-i ulūs)」の任命書第 2 例に以下のくだりがある。

毎週 2 日偉大なる王宮 (kiryās-i mu'azzam) で,ワズィールたち,カーディーたち,重臣たち (arkān-i dawlat) と共に *divān-i mazālim* において訴件の審理に従事し,シャリーアと正義 (ma'adalat) とヤサ (yāsā-u-yāsāq) によって処断し,圧制者 (zālim) より被抑圧者への公正 (dād-i maẓlūm) を,治政者 (hākīm) より被治者の権利 (haqq-i maḥkūm) を守り,己の麗しい努力が創造主と被造物によって称賛されるようにせよ。[do.: 15-16; 本田 1991: 88-89]

当該法廷を *divān-i mazālim* と呼びながら,その規範として「シャリーアと正義」に「ヤサ」が付け加えられている。このほかワズィールの任命書第 2 例にも「週に 1 日ウルス・アミールたち,カーディーたち,イマームたちと共に *divān-i mazālim* においてモンゴル人とタジク人とその他の人々の訴件の調査 (tafaḥḥuṣ-i qazāyā) に従事する」とあるから [DK: 84]⁴³⁾,ここで言う *divān-i mazālim* はモンゴル人とムスリム定住民の両方に対応していたことになる。したがって,モンゴル時代には *divān-i mazālim* が為政者の主催する *divān-i yārgū* を兼ねる場合があったに違いなく,おそらくこの慣習により,前節の事例 (v) でティムールの *divān-i mazālim* においてヤルグ審問が行われたのであろう。

『元朝秘史』はもちろん, JT にもモンゴル人為政者主催のマザーリム法廷への言及はないが,ティムール朝期の史料に,ガザン・ハンについて,以下のように伝えられている。

↖ *Qutadgu-bilig* [間野 1984] を連想させる。しかし,おそらくこの語句は特定の文献を指すのではなく,チンギス・ハンが規則・制度を考案・整備することによって伝えた,文字通り,モンゴル人にとっての「幸福の知恵」を意味していると考えられる。

43) ジャライル朝下の地方政府においても *divān-i mazālim* が開かれていたようで, DK の「圧制者から被抑圧者に権利を返すこと (istirdād-i ḥuqūq) について」の第 2 例では,スルターニーヤの統治に関わる者たちに「週に 1 日 *divān-i mazālim* において人々の訴件の調査に従事する」よう命じている [DK: 326]。

週に2回大モスク (masjid-i jāmi') において以下のように *divān-i maẓālim* [を開くこと] を定めていた。すなわち、息子の1人とアミールたちとワズィールたちが集まり、イスラームのカーディーを出席させ、[これらの者たちが] 弱者たち ('ajaza) や困窮者たち (masākīn) の訴件について審問していたのである。[MT: 138]

これは一見文字通りのマザーリム法廷と思われ、カーディーに重要な任務が与えられている点も、「カーディーたちは全て帝王の代理 (nā'ib) である」という『統治の書』の忠告〔井谷・稲葉 (訳): 53; *Siyar*: 59〕に合致している。しかし、カーディーのほかには君主の「息子の1人とアミールたちとワズィールたち」も出席して「弱者たちや困窮者たち」に対する審問を行っており、典型的なマザーリム法廷というわけでもなさそうである⁴⁴⁾。

ティムール朝サマルカンド政権出身のバーブルは、1506年滅亡寸前の同王朝ヘラート政権の王子たちとムルガブ河岸で会見した際に、以下のような考えが浮かんだという。

かつて我々の祖先 (ata-āga) はチンギス [・ハン] の慣習 (tōrā) を不思議なほど順守していた。会合 (majlis) でも *divān* でも祝宴 (toy) でも食事を始めるときや終わるときも慣習に反することとはなさなかった。[しかし] チンギス・ハンの慣習は人が必ず従わねばならない金科玉条 (naṣṣ-i qāṭi') ではない。[BN: 291-292; 間野 2001: 94-95⁴⁵⁾]

ここでバーブルの言う *divān* はモンゴル法廷 (ヤルグ法廷) が開かれる場を指している可能性が大きく、チンギス・ハンとシギ・クトゥク以来の慣習が久しく守られたことが窺える。また、バーブルは革新的な考えを述べてはいるが、彼をそのような考えに至らしめたはずのヘラート政権のティムール朝王族の間で、「ティムールの慣習 (tōrā)」と並んで「チンギス・ハンのヤサ」が重んじられていたのである [久保 2014a: 220]。

しかしその一方で、1411年に Šāh-ruḥ が *yargū* と遊牧テュルク・モンゴルの慣習 (tōrā) を廃止したとされ [Subtelny 2007: 25], 1412/13年の明朝皇帝宛親書においても Šāh-ruḥ は「*yargū* とチンギス・ハンの諸規則 (qavā'id) は除去されている」と主張している [ZT/T: 467]。もっとも、ティムール朝をよく知る当時のムスリム知識人 ('Ajā'ib の著者) は、これを全く信用しなかったという [Subtelny 2007: 26]。以下は上の事態から数年を経た頃の状況を伝えている。

[1416/17年 Šāh-ruḥ は息子の Bāysungur Mirzā が *divān* のために (ba-divān) 座り, *dādḥ'āh* (嘆願者・訴人) たちへの正義と被抑圧者 (maẓlūm) たちへの公正を圧制者たちから取り返すようお定めになった。親王殿下 (ḥaẓrat-i šahzāda) は… [中略] …*divān* の玉座 (sarir) を自身の

44) *Aḥkām* によると、正式な「マザーリム法廷 (majlis al-maẓālim)」は「警備兵 (ḥumāt) と執達吏 (a'wān)」、*「カーディーその他の裁判官 (ḥukkām)」*、「法学者たち (fuqahā)」、*「書記たち (kuttāb)」*、「証人たち (shuhūd)」,そして (為政者自身の場合もある)「マザーリム監督官」によって構成される [湯川 (訳): 191-192; *Aḥkām*: 100]。上の引用部の場合、君主の「息子の1人」が「マザーリム監督官」の位置付けにあったとしても、「アミールたちとワズィールたち」が審問に参加している点が *Aḥkām* の規定に合致していない。

45) 1981年『オリエント』23 (2) 初出。なお、逐一注記はしないが、本稿において BN を引用する際には必ず間野 1998 および同 2014-2015 の訳文を参照している。

到来によって飾り、時には臣民たちが訴える事案 (qazīya-yi da'vā-yi ra'āyā) に耳を傾け、…
 [中略] …また時には悪しき考えの圧制者たちや悪しき性質の抑圧者 ('avān) たちに憤怒と立腹の
 視線を投げかけ、それぞれの罪や過ちの程度に応じて命令を下していた。[ZT/T: 629]

これは、君主の Šāh-ruḥ が息子の Bāysungur にマザーリム法廷を主催させた（あるいはマザーリム監督官に任命した）ことを伝えており、「ヤルグ」や「ヤサ」などモンゴル法廷を思わせるものへの言及はない。しかし、肝心の Šāh-ruḥ について以下の記事が見られる。

[1427 年サマルカンドにおいて Šāh-ruḥ が⁴⁶] その出来事 [= 対 Barāq Uglān 戦での敗北] の説明を求め、一団のマーワランナフルのアミールたちが有罪となった。彼らは *divān-i a'lā*⁴⁶⁾ においてヤサの棒 (čüb-i yāsāq) で打たれた。[*Maṭla'*: II, 387]⁴⁷⁾

これはヤルグ法廷にほかならない。そもそも *Mu'izz* (Šāh-ruḥ の条は 1427 年完成) によれば、Šāh-ruḥ (とその息子たちの) 麾下に *yārgūci* が存在したのである（本稿注 41 参照）。

Šāh-ruḥ 没後の事例としては、Abū al-qāsim Bābur 治下、それぞれの「所領 (suyūrgāl)」の接する 2 人のアミールの間で「ちっぽけな村 (muḥaqqar qarya) のことで争いが生じ」、「揃って *divān-i a'lā* に赴くにまで至った」という [*Maṭla'*: II, 778]。また Abū-Sa'id 治下のヘラートで、この君主の 2 人の息子 (Sultān Muḥammad と上述君主とは別の Šāh-ruḥ) が「*divān-i a'lā* において」敵前逃亡の咎で拘束中の有力アミールに「重要事を審問し (pursida)」, その結果を遠征中の父親に報告したという [*Maṭla'*: II, 956]。

以上の 2 例は遊牧テュルク・モンゴル系の人々を対象としたヤルグ法廷と考えるべきである。結局 Šāh-ruḥ の改革は「ヤルグ」という語を遠ざけたに留まり、*divān* におけるヤルグ審問ひいてはヤルグ法廷は残存していたと考えられる。

そしてティムール朝末期ですら、ある裁判の叙述において「ヤルグ」の語が見られるような状況であった。それは時の権力者 Ḥ'āja Majd al-dīn Muḥammad Ḥ'āfi の不正を暴く裁判であり [Subtelny 2007: 95-99]、同時代史料に以下のように記されている。

[ヘラート政権の君主 Sultān Ḥusayn Mīrzā の再従兄弟] Mīrzā Sultān Aḥmad と最有力のアミールたち (a'āzim-i umarā') とワズィールたちが *divān* に (bar sar-i divān) 座り、ヤルグ審問のため (jihāt-i prusidan-i yargū) 重い鎖をつけた Ḥ'āja [Majd al-dīn Muḥammad Ḥ'āfi] を連れて来させたが、その場の人々 (ḥuẓẓār-i majlis) は、ワズィール職にあった Ḥ'āja 'Imād al-Islām を除いて、誰もかの閣下に対して起立しなかった。[DV: 412-413]

46) ティムール朝の主要史料において中央政府の「財務庁 (*divān-i māl*)」を指すはずの *divān-i a'lā* が、*Maṭla'* においては、この後の引用にも見られるように、法廷の開かれる場を指す場合が多い。逆に、主に法廷の開かれる場を指すはずの *divān-i buzurg* (前節に既出) が、*Maṭla'* では、「財務庁」を指す場合があり、「[テュルク系有力アミールが] *divān-i buzurg* において偉大なるアミールたちの輪の中で捺印なされた」という表現が見られる [*Maṭla'*: II, 873]。ただし、*divān-i a'lā* が明らかに「財務庁」を指している場合もある [*Maṭla'*: II, 445, 929, etc.]。なお、*MT* においても法廷機能を持つ *divān* を *divān-i a'lā* と表現している箇所がある [*MT*: 299]。

47) *ZT* に基づく *Maṭla'* の記述は、第 2 巻 377 頁までであるから [久保 2014: 注 71]、この引用部は、*ZT* に拠らない、おそらく *Maṭla'* 独自の記述である。

この *divān* ではその目的が「ヤルグ審問」と明言されており、「最有力のアミールたちとワズィールたち」が列席し、被告はタジク系財務官僚であるが⁸、この人物は本来テュルクが関わるべき業務に従事していた [DV: 401-402; 久保 1997: 162]。やはりヤルグ法廷はティムール朝末期まで残存しており、為政者の下でのヤルグ法廷は、マザーリム法廷と同じく、主に *divān* と表現される場で開かれていたと考えるべきであろう。

4 ティムール朝における *divān* と *divānhāna*

前々節と前節を通じて、ヤルグ法廷とマザーリム法廷の両方の場となり得るものとして、*divān-i buzurg* あるいは *divān* (まれに *divān-i a'lā* や *divān-i mazālim*) の存在を確認した。このような *divān* については、以下の BN の記述 [安藤 1994: 124] が重要である。

[ティムールは最初の首都シャフリサブズにおいて] 自身が *divān* に座す (*divān olturur*) ために 1 つの大きな *pīštāq* (前面にアーチ状部分をもつ建造物)、またその右側と左側に [それぞれ] トヴァチのベグたちとディーワーンのベグたちが座って *divān* 審問をするために (*divān sorar ūcūn*) 2 つの小さめの (*kiçikrāk*) *pīštāq* を建てた。またそこで審問される人々 (*sorun eli*) が座るために、この *divānhāna* の各辺に (*har zīl'ida*) ごく小さな (*kiçik-kiçik*) *tāqça* (アーチ状部分を持つ小建造物) を建てた。[BN: 74-75]

ここで言及されている *divān* では「*divān* 審問」なるものが行われ、マザーリム法廷とヤルグ法廷両方の場となり得ることが判る。重要なのは、ティムール朝君主の下で行政機構の最上位にあった、*amīr al-umārā'* を含む「トヴァチのベグ [= 軍務庁のアミール] たち」と「ディーワーンのベグ [= 財務庁のアミール] たち」[久保 1997: 159, 図 2] が列席していることである。そして、*divān* が開かれる具体的な場所は *divānhāna* と呼ばれている。

このほかティムール朝期の *divānhāna* に関する情報としては、「Sultān Abū-Sa'id Mirzā の *divānhāna* があった [ヘラートの] Bāg-i Šahr」に「*dādḥ'āh* (嘆願者・訴人) たちが事情を上奏している場所」があり、その時の *majlis* (会合) に君主と *šayḥ al-Islām* らウラマーが在席していたという [BV: II, 320-321]。また Sultān Ḥusayn 治世、サドルを陥れるための君主宛偽造文書がヘラートの *divānhāna* に投げ込まれ、当時グルガであった王子の下に届いたという [BV: II, 375]。さらに前節末に言及した Ḥ'āja Majd al-dīn Muḥammad Ḥ'āfi に対する「ヤルグ審問」の際「アミールたちとワズィールたちと重臣たち (*arkān-i dawlat*) と近臣たち (*muqarrabān-u-içkiyān*) が Bāg-i Jahān-ārā の *divānhāna* に座った」とあり、またこの法廷を「その *majlis*」とも呼んでいる [HS: 197]。以上の例から、*divānhāna* はマザーリム法廷とヤルグ法廷両方の場となり得る *divān* の開催場所であること、および、そもそも *divān* が *majlis* と言い換え可能な会合を指していることが判る。

以上の *divānhāna* は、いずれも首都における中央君主の常駐地に設置されていたものであるが、以下のように、地方政府の *divānhāna* への言及例もある。

[1451-53 年ケルマーンの統治者 Sayyid Mirak Širvānī は] Mawlānā の城塞 (*qal'a*) と *divānhāna*

と宮殿 (qasr) と Firūzī の玉座などを建設した。すべての農夫たち (muzārī'ān) と町人たち (mardum-i šahr) は常に夫役 (qalān-u-bigār) に従事した。[JTH : 124]

この事例は、先に言及したティムールによる建造物に限らず、*divānhāna* が立派な建造物たり得たこと示している。これに関連して、ティムールが遠征先のアレppo近郊で「そのわずかな期間にかの陛下が下馬するために *divānhāna* を建設し」、「王子 (šāhzāda) たち」と「アミールたちや重臣たちも自身のために住居 (hāna) を造った」という [ZN/Š : 229 ; ZN/Y : 376b]。この場合の *divānhāna* は簡素な建物であったと思われる。しかし通常、遠征・夏営の際に使用する *divānhāna* は、ほかならぬ天幕であった。

[1506 年 Sultān Ḥusayn Mirzā の病状が悪化する中] 犠牲祭 ('id-i azhā) の日の朝 [Sultān Ḥusayn の長男] Badī' al-zamān Mirzā は吉兆なるオルドゥにお越しになり、他の王子たちとアミールたちとワズィールたちが祭日の礼拝をするために *hargāh-i divānhāna* (*divānhāna* たる大天幕⁴⁸⁾) に集まって来た。[HS : IV, 318]

これは、ヘラート政権の王族が、ムルガープ河岸で対ウズベク遠征に備えていた時のことであり、「王子たちとアミールたちとワズィールたち」は「祭日の礼拝」を行う目的で集まっている。Sultān Ḥusayn 没後、先述のように、バーブルが彼らに合流するが、バーブルは Badī' al-zamān Mirzā の「宮門 (ešik) に下馬し」、その後「*divānhāna* たる天幕 (öy)」を訪れ、歓待を受けている [BN : 290-291]⁴⁹⁾。さらに、地方政府でも同様の例が見られる。

翌日の朝 [Sultān Ḥusayn の息子でバルフの統治者 Badī' al-zamān Mirzā の] 以下のような気高い命令が出された。すなわち、すべてのアミールたちと重臣たちは「反逆者」Muḥammad Bāqī Tarḥān の重要事を相談するため *hargāh-i divānhāna* に集まるというものである。[HS : IV : 296] この場合 *divānhāna* における会合は、反逆者への対処という、明らかに政治・軍事上の問題を話し合う場となっている。

以上の例から *divānhāna* が政庁的な役割を果たし、マザーリム法廷やヤルグ法廷が開かれるだけでなく、王族と有力なアミールたちとワズィールたちが揃い、祭日の礼拝や賓客の歓待、さらには政治・軍事上の重要事の審議も行っていたことが判る。これはおそらく *divān* の機能そのものと深く関わっているであろう。厳密にはティムール朝滅亡後のことになるが、以下のように、バーブルの下でも興味深い *divān* の事例を確認することができる。

(i) [1526 年バーブルは] 月曜日 *divān* の日に有力者たち (akābir-u-ašraf) とアミールたちとワ

48) *hargāh* と呼ばれる大天幕は細密画に描かれている場合がある。例えば、1488 年 Sultān Ḥusayn Mirzā の宴の情景を描いた細密画において、先述 Bāg-i Jahān-ārā に建設された *qasr* (あるいは *kūšk*) とその右横にいる Sultān Ḥusayn の向こうに、大きな天幕が設営されており、その入口の扉に *dar-i hargāh* (*hargāh* の戸) という書込みがある [Lentz & Lowry : 260]。

49) *divānhāna* は公務以外でも為政者に利用されたようで、HS には、ティムール朝末期のカーブルにおいて全ての重要事の決定権をもっていた Šīram Zaka (名目上の為政者はまだ幼い Mirzā 'Abd al-razzāq b. Ulug-beg b. Abū-Sa'id) が「犠牲祭の朝 *divānhāna-yi sultānī* (スルターンの *divānhāna*) でスープを飲んでいる」というくだりがある [HS : IV, 293]。

ズィールたちが *divân* に出席し (*divānda hâzir bolğay*)、その2人の男性と2人の女性を連れて来て審問するよう (*sorgaylar*) 命じた。彼らは事の次第を説明した。[BN: 494]

これは、有名なバーブル暗殺未遂事件の真相を究明するためのもので、ヤルグ法廷の役割を果たしている、と判断することができる。ほかにも以下の諸例が見られる。

(ii) [1519年] 翌朝, *divân* において (*divānda*)、使節 (*elçi*) としてカーシュガルの [モーグルの] *Sultân Sa'id Hân* のもとへ赴いていた *Qulî Beg* が来て伺候した。[*Sultân Sa'id Hân* は] *Beškâ Mirzâ Etârçi* を *Qulî Beg* に同行させ使節として派遣していた。彼 [= *Beškâ Mirzâ Etârçi*] はかの地方の産物より成る土産を持って来た。[do.: 390]

(iii) [1529年バーブルが] 大 *divânḥāna* (*uluğ divânḥāna*) で *divân* [のため] に座ったとき (*divân olтурğanda*)、[バーブルの長男] *Humâyûn* と [その母] *Mâhim* からの貢物が差し出された。[do.: 607-608]

(iv) [1528年遠征に出発するバーブルの息子 'Askarî に] 帝王のような装備 (*asbâb-u-âlât*) が下賜され, *divân* に (*divân başıda*) 座るよう命じられた。彼の *mullâ* (宗教指導者) と2人の *âtākâ* (師傅) にボタン付きの上衣 (*çâkmân*)、ほかの家臣たちに3組の *toquz-ton* (9つで一揃いの衣服) が下賜された。[do.: 561-562]

(ii) と (iii) では使節を迎えており⁵⁰⁾、一方 (iv) では大役を命じられた王子とその家臣を招いて儀礼的な催しを行っている。*divân* の出席者には王族・有力アミール・ワズィールのほか、先に見たようにイスラーム信仰の指導者たちもいたから、*divân* がマザーリム法廷やヤルグ法廷に限らず、儀礼的行事を含む国家の重要な問題に関わる場であったことが判る。

ナヴァーイーの統治指南の書間 [久保 2012: 55; 同 2014a: 176, etc.] に見られる *divân* では、マザーリム法廷を基本としつつ、一連の流れで国務と財務が討議されている。

朝後宮から出たらずぐに *divân* に (*divānda*) 座り, *dādḥ'âh* (嘆願者・訴人) に尋ねる。*dādḥ'âh* に尋ねる際にも自ら従事し、被抑圧者 (*mazlûm*) が誰かから圧制 (*zulm*) を受けていたら、[その] 圧制者 (*zâlim*) を他の圧制者たちへの警告となるよう処罰する。また, *dādḥ'âh* [に対応する] 業務 (*dādḥ'âh işi*) を終わらせた後で食事を済ませ, *icḳihâna* を用意し、重臣たち (*arkân-i dawlat*) を招き、国務と財務 (*mulḳ-u-mâl işi*) を語り、自らすべてに通じる。… [中略] …国務と財務や多くの *dādḥ'âh* [に対応する] 業務から解放されたら、… [以下、本稿注 26 参照] … [Muk.: XIV, 187; Kul.: II, 397b]

ここで *divân* は基本的にマザーリム法廷と同じく「*dādḥ'âh* [に対応する] 業務」の場とさ

50) 地方での例になるが, *Maṭla'* の著者が有名なインド旅行の帰途にケルマーンを訪れたとき, ケルマーンの統治者から「*divân* の際に (*bar sar-i divân*)」出発時の用意と実際の出費について尋ねられたという [Maṭla': II, 572]。また, ベルリン図書館所蔵写本 (アルバム) にティムール朝期の *divân* を描いた細密画の下絵 (Diez A. Fol.74) が残されている [安藤 1994; Roxberg 1995]。そこに描かれているのは, おそらく, 使者が君主に貢物を差し出す光景である。なお, ここに描かれた君主を Roxberg は第3代君主 *Šâh-ruḥ* とするが, 安藤氏の緻密な考察により, *Šâh-ruḥ* ではなく第2代君主 *Ḥalîl Sultân* であることが, 既に明らかにされている。

れている。しかし、同じ場所に設営された *ičkiḥāna* において「国務と財務」が語られており、「国務と財務や多くの *dādḥ'āh* [に対応する] 業務」が一連の公務として扱われているのは確かである。この統治指南の書間において、もう 1 箇所 *divān* への重要な言及がある。

適当な人物に以下のことを任せる。すなわち我がミールザーが幸運を伴って *divān* に座ったとき、生じたことは何でも書き留め、日誌 (*rūz-nāma*) に記録する。さらに日付 (*ta'riḥ*) を記し、その件に必要が生じたら、内容と日付が明らかになるようにする。[*Muk.* : XIV, 189 ; *Kul.* : II, 398a]
先述のティムール朝末期のタジク系高官 Ḥ'āja Majd al-dīn Muḥammad Ḥ'āfi が「国務と財務における最有力者」とされた頃の業務 [久保 1997 : 162] に次のようなものがある。

帝王 [=Sultān Ḥusayn Mirzā] が *divān* に (*dar divān*) 座するとき、かの閣下 [=Majd al-dīn Muḥammad] はカリフ位の帰する玉座の下に座し、出来事の子細 (*savāniḥ-i vaqā'i*) や *dādḥ'āh* たちの言葉と彼らの重要事に関して出された命令 (*aḥkām*) を書き留める。[*HS* : IV, 160]

嘆願への対処を含み、*divān* における審議の記録は非常に重要であったことが判る。*HS* の著者は、*HS* より先に完成した *DV* においても、この業務について記している。

世界の非難所たる帝王 [=Sultān Ḥusayn Mirzā] が玉座につき、尽力の光を国務と財務の重要事の調整 (*tanẓīm-i mahāmm-i mulk-u-māl*) に投げかけるときはいつも、Ḥ'āja Majd al-dīn Muḥammad がただ 1 人玉座の下に座し、国務と財務の重要事 (*muhimmāt-i mulkī-u-mālī*) と *dādḥ'āh* ほかの人々 (*dādḥ'āhān va gayr-i iṣān*) の言葉を上奏し、下された命令 (*ḥukm*) をすべて書き留める。[*DV* : 401]

divān は玉座を中心とした空間で開かれ、国務と財務の重要事、および寄せられた嘆願・訴件について審議し、その記録を残さねばならない、重要な会合であったことが判る⁵¹⁾。

上の業務に関連して、Majd al-dīn Muḥammad には「*dādḥ'āh* たちの重要事の識別 (*tašḥīṣ-i muhimmāt-i dādḥ'āhān*)」が任されていたといい [HS : IV, 181]、また Majd al-dīn Muḥammad の次に「国務と財務における最有力者」となったタジク系高官 Ḥ'āja Qivām al-dīn Nizām al-mulk Ḥ'āfi に与えられた職務 [久保 1997 : 165] には以下のものがある。

mutaẓallim (訴人) たちや *dādḥ'āh* たちの調査のあり様において賞賛される努力や可能な尽力を示し、彼らの重要事の充足や疑わしい事柄の調査が正義や公正に基づくことが、必要かつ必須と知り、… [中略] …上奏が必要と思うことは適切なときに上奏し、返答を正しく導き出して [それが] 被造物や人々の安逸や諸国の繁栄が増す手段となるようにする。[MI : 225-226]

驚くことに、訴え出る臣民を「*mutaẓallim* (訴人) たちや *dādḥ'āh* たち」と表現するのは、

51) このような *divān* には「御前会議」と訳されるオスマン朝の *divan-ı hümayun* (*divān-i humāyūn*) [ET² : DĪWĀN-I HUMĀYŪN ; 小山 1990] の初期形態との類似性が認められ、筆者自身「御前会議」と説明したことがある [久保 1997 : 151-152]。本稿注 39 で紹介した、ウズベク語辞典における歴史用語としての代表的語義「国家評議会」も本質をとらえており、また同注で言及した各種評議機関としての *divān* にも、為政者が臨席しない点を除けば、通じるものがある。

『統治の書』におけるマザーリム法廷の説明と全く同じである（本稿注 31 参照）。上述 2 人の「国務と財務における最有力者」が、*Aḥkām* に見られる「マザーリム監督官」の任務（本稿注 29 参照）の一部を担ったことは、疑いようのない事実と言えよう。

おわりに

Nizām al-mulk 著『統治の書』とその内容はティムール朝期にも十分知られており、ティムール朝におけるイラン・イスラーム的政治文化の継承に少なからぬ貢献を為したと考えられる。本稿で取り上げた、ウラマーや修行者との交際およびこれらの者たちの保護、さらにマザーリム法廷の開催は、『統治の書』において重視され、ティムール朝の為政者たちにとっても重要であった。しかしマザーリム法廷の場合は、モンゴル法廷（ヤルグ法廷）と同じく、様々な機能を持つ *dīvān* という場で開かれており、ここに遊牧テュルク・モンゴルの政治文化とイラン・イスラーム的な政治文化の共存を確認することができる。

マザーリム法廷を重視する Nizām al-mulk は、『統治の書』の後日追記された 11 章に含まれる第 49 章で「*mutaẓallim*（訴人）たち」への対応のあり方を説明している。臣民からの嘆願・訴えへの対処はティムール朝でも重視されており、ティムール朝末期には「国務と財務における最有力者」が重要な役割を担った。その頃著わされた *AM* では、為政者にとって、3 つある「正義（*ʿadl*）の支柱」の 1 つが「嘆願・訴えの言葉（*kalām-i dādḥʾāh*）」を聞くこと、すなわち被抑圧者（*maẓlūm*）たちの言葉に耳を傾け、彼らの重要事を整えること」であるとする [*AM*: 37]。また同書において、アミールが守るべき 12 の「規則（*qāʿida*）」のうち 11 番目は「被抑圧者たちや *dādḥʾāh*（嘆願者・訴人）たちが王の前に行く」のを助けることであり⁵²⁾ [do.: 213, 219]、ワズィール職に関する 19 の「要点（*nukta*）」のうち 12 番目は「民（*ḥalq*）」や「人々（*mardum*）」との「面談に渋い顔をすることがないようにする」こととされ、「*dādḥʾāh* たちとの話し合いの多さ」に愚痴をこぼすアッバース朝期のワズィール Faẓl b. Sahl の逸話が引かれている⁵³⁾ [do.: 219, 221, 225]。

Aḥkām によれば「ワズィールやアミールのように包括的権限（*umūr al-ʿamma*）を持つ者」は「その権限にマザーリム監督をそもそも含んでいる」[湯川（訳）：184；*Aḥkām*：97] という。しかし、*Aḥkām* とは前提が異なり、ティムール朝期のワズィールは「宰相」ではなく財務高官であり、アミールも「総督」ではなく部将・政府高官であるから、これら

52) 財務庁のアミールをつとめた Mir ʿAlī-šīr（ナヴァーイー）のもとには、宮廷への取次を期待した書簡が数多く寄せられた [ウルンバーエフ（久保訳）]。また *BV* には、ʿAlī-šīr の下へトルシーズから *dādḥʾāh* の集団が押し寄せる場面が描かれているが、これはトルシーズの領主 Amīr Jahāngīr Barlās のことが ʿAlī-šīr に任されていたからである [*BV*: I, 419-421]。

53) 『統治の書』には、この Faẓl b. Sahl が時のカリフ Maʾmūn から「ある訴件（*qiṣṣaʾi*）」への対処を一任された話が収められている [井谷・稲葉（訳）：166；*Siyar*：176]。

の者たちの恒常的なマザーリム監督への関わり方は、今後検討すべき問題であろう。

同じく今後検討する必要があるのがパルヴァーナチ職である。ティムール朝と同時代のテュルクメン王朝アクコユンルにおいてもマザーリム法廷が開かれており、「弱者と貧者のパルヴァーナチ (parvānācī-yi ‘ajaza va masākin)」が重要な役割を担っていた [Woods 1976 : 122, 267 ; Perry 1978 : 208]。ティムール朝の下でのパルヴァーナチは、この「弱者と貧者のパルヴァーナチ」とは異なる側面を持つが [久保 1997 : 158 ; 同 2014a : 注 42], マザーリム法廷の判決を踏まえた文書発行に、確実に関わっていたはずである⁵⁴⁾。

本稿で取り上げなかった諸問題に関しても、概して Nizām al-mulk の忠告は、ティムール朝国家の実態に照らしてみると、興味深い点に気付かせてくれる。例えば、ワズィールにはワズィール職経験者や「ワズィールの家系の者 (vazīrzāda)」が好ましいという忠告 [井谷・稲葉 (訳) : 222 ; *Siyar* : 234] に対して、ティムール朝はかなり従順である。一方、「1 人の人物に 2 つの職務を命じない」という忠告 [井谷・稲葉 (訳) : 202 ; *Siyar* : 213] については、ティムール朝末期にも「1 人に 2 つの仕事を与えず、2 人に 1 つの仕事を与えない」のが良いという認識があった [AM : 192] にも関わらず、上層部の人事では実践されていない。Nizām al-mulk 著『統治の書』は、ティムール朝国家の研究を進展させる上で、重要な鍵を提供し得る文献であると言えよう。

参考文献

- Aḥkām* : al-Māwardī (Abū al-Ḥasan ‘Alī b. Muḥammad), *al-Aḥkām al-sultāniya wa al-Wilāyāt al-dīniya*. Beirut, n.d.
- ‘*Ajā’ib* : Ibn ‘Arab-šāh, ‘*Ajā’ib al-maqdūr fī nawā’ib Taymūr*, ed. A.F. al-Ḥumṣī. Beirut, 1986.
- AM : Kāṣifī (Kamāl al-dīn Ḥusayn Vā’iz Sabzavārī), *Aḥlāq-i muḥsinī*, ed. Mortazā Modarresi Čāhārdehī. Tehran, 1979.
- AV : ‘Uqaylī (Sayf al-dīn Ḥājji b. Nizām), *Āṣār al-vuzarā’*, ed. Jalāloddin Ḥoseynī Ormavī Moḥaddes. 2nd ed. Tehran, 1364 (1985/86).
- AV/ms : MS. British Library, Or.1920.
- BN : 間野英二『バーブルナーマの研究 I 校訂本』第 2 版, 松香堂. (Zahīr al-dīn Muḥammad Bābur, *Bābur-nāma/ Vāqī’āt*, ed. E. Mano, 2nd ed. Kyoto, 2006)
- BV : Zayn al-dīn Maḥmūd Vāṣifī, *Badā’i’ al-vaqā’i’*, ed. A.N. Boldyrev, 2 vols. Tehran, 1972.
- DK : Muḥammad b. Hindū-šāh Naḥṣībānī, *Dastūr al-kātib fī ta’yīn al-marātib/ Руководство для пис-*

54) *parvānācī* はペルシア語の名詞 *parvāna* にテュルク語の接尾辞 *-cī/ -ci* が付いたものである。行政における *parvāna* は『統治の書』第 15 章の叙述に従って、君主から「口頭で発せられた命令」を指すと考えられている [井谷・稲葉 (訳) : 110, 注 171 ; *Siyar* : 118]。 *parvāna* は最終的には文書化され、この文書はティムール朝期には *parvānača* と呼ばれており、Šāh-ruḥ 期の書式例 3 点 (ウラマーに対する俸給の規定 ; ウラマーの旅行への支援要請 ; 徴税業務に関する指示) の存在を確認できる [HN : 240-241]。

- ца при определении степеней. Критический текст, предисловие и указатели А. А. Ализаде. Том 2. Москва, 1976.
- DV : Ḥʿānd-amīr (Ġiyāṣ al-dīn b. Humām al-dīn Muḥammad), *Dastūr al-vuzarāʾ*, ed. S. Nafīsī. 2nd ed. Tehran, 1976.
- HN : Šihāb Munšī (Muḥammad b. ʿAlī b. Jamāl al-Islām), *Humāyūn-nāma*, ed. R. Homāyūn-Farroḥ. Tehran, 1978.
- HS : Ḥʿānd-amīr (Ġiyāṣ al-dīn b. Humām al-dīn Muḥammad), *Ḥabīb al-siyar fī aḥbār afrād al-bašar*, eds. J. Homāyī & M. Dabīr-Siyāqī, 4 vols. Tehran, 1333 (1954/55).
- JH : ʿAwfī (Sadīd al-dīn Muḥammad), *Jāmiʿ al-ḥikāyāt va Lamiʿ al-rivāyāt*, ed. Jaʿfar Šeʿār. Tehran, 1984.
- JT : Rašīd al-dīn Faẓlullāh Hamadānī, *Jāmiʿ al-tavāriḥ*, eds. M. Rowšan & M. Mūsavī. 4 vols. Tehran, 1373 (1994/95).
- JTH : Tāj al-dīn Ḥasan b. Šihāb Yazdī, *Jāmiʿ al-tavāriḥ-i Ḥasanī : baḥš-e Teymūriyān pas az Teymūr*, eds. Ḥoseyn Modarresī Ṭabāṭabāʾī & Īraj Afšār. Karachi, 1987.
- KS : Ġazālī (Abū-Ḥamid Muḥammad Ṭūsī), *Kīmīyā-yi saʿādat*, ed. Ḥoseyn Ḥadivjam. 2 vols. Tehran, 1985-1986.
- Kul. : Navāyī (Amīr Nizām al-dīn ʿAlī-šīr), *Kulliyāt-i Navāyī*, I-II. MS. Bibliothèque nationale (Paris), Suppl. Turc 316, 317.
- MB : Faẓlullāh b. Rūzbihān Ḥunjī (Ḥʿāja Mawlānā Iṣfahānī), *Mihmān-nāma-yi Buḥārā*, ed. Manūčehr Sotūde. Tehran, 1976.
- MI : ʿAbd al-vāsī Nizāmī, *Manšaʿ al-inšāʿ*, ed. R. Homāyūn-Farroḥ, vol.1. Tehran, 1357 (1978/79).
- MT : Muʿin al-dīn Natanzī, *Muntaḥab al-tavāriḥ-i Muʿīnī*, ed. J. Aubin. Tehran, 1957.
- Muʿizz : *Muʿizz al-ansāb*. MS. Bibliothèque nationale (Paris), Ancien fonds persan 67.
- Muk. : Алишер Навоий. Муқамал асарлар тўплами. 20 томлик. Тошкент, 1987-2003.
- NM : Ġazālī (Abū-Ḥamid Muḥammad Ṭūsī), *Naṣiḥat al-mulūk*, ed. Jalāloddin Homāyī, 4th ed. Tehran, 1988.
- RH : Majd Ḥʿāfi, *Rawza-yi ḥuld*, ed. Maḥmūd Farroḥ & Ḥoseyn Ḥadivjam. Tehran, 1957.
- RJ : Isfizārī (Muʿin al-dīn Muḥammad Zamčī), *Rawzāt al-jannāt fī awṣāf madīnat Hirāt*, ed. Seyyed Moḥammad Kāzem Emām. 2 vols. Tehran, 1959-1960.
- RŠ : Mirḥʿānd (Muḥammad b. Sayyid Burhān al-dīn Ḥʿāvand-šāh) [& Ḥʿānd-amīr], *Rawzat al-ṣafāʾ*, 7 vols. Tehran, 1960.
- Siyar : Nizām al-mulk (Abū-ʿAlī Ḥasan b. ʿAlī b. Iṣḥāq Ṭūsī), *Siyar al-mulūk/Siyāsāt-nāma*, ed. H. Dark. 3rd ed. Tehran, 1976.
- Sulūk : Faẓlullāh b. Rūzbihān Ḥunjī (Ḥʿāja Mawlānā Iṣfahānī), *Sulūk al-mulūk*, ed. Moḥammad ʿAlī Movahḥhed. Tehran, 1984.
- TŠ : Dawlat-šāh Samarqandī, *Tazkirat al-šuʿarāʾ*, ed. Fāṭeme ʿAlāqe Tehran, 2007.
- ZM : Mīr Sayyid ʿAlī Hamadānī, *Zaḥīrat al-mulūk*, ed. Seyyed Maḥmūd Anvari. Tehran, 1979.

- ZN/Š : *Histoire des conquêtes de Tamerlan intitulée Zafar-nāma par Nizāmuddīn Šāmī avec des additions empruntées au Zubdatu-t-tawāriḥ-i Bāysunguri de Ḥāfiẓ-i Abrū*, ed. Felix Tauer, I. Praha, 1937.
- ZN/Y : Yazdī, Šaraf al-dīn 'Alī, *Zafar-nāma* (Facsimile), ed. A. U. Urunbayev, Tashkent, 1972.
- ZT/P : ZN/Š. II. Praha, 1956.
- ZT/T : Ḥāfiẓ-i Abrū, *Zubdat al-tawāriḥ*[-i Bāysunguri], ed. S. H. Javādi, 2 vols. Tehran, 1993.
- Akimushkin (1994) *Акимушкин О.Ф.* Байсунгур-мирза и его роль в культурной и политической жизни Хорасанского султаната Тимуридов первой трети XV века. «Петербургское востоковедение» выпуск 5.
- Aslam, M. (1965) Faḍl-Ullah Bin Rūzbihān al-Iṣfahānī. *Journal of the Asiatic Society of Pakistan* 10 (2).
- Boldyrev, A. N. (1957) *Болдырев А.Н.* «Зайнабдин Васафи. Таджикский писатель XVI в. (Опыт творческой биографии)». Сталинабад. [1989年ドゥシャンベ再刊]
- Derāyatī, M. (2012/13) *Fehrestegān-e noṣṣehā-ye ḥaṭṭi-ye Īrān* (فہرست)، vol.18. Tehran.
- Hiravī, N. M. (2011) Kātebān-e divānī: dar šenāḥt-e ādāb-e kātebān-e divān-e siyāsī/ Farhang-e šenfi va mardomī-ye Teymūriyān-e Herāt. *Owrāq-e 'Atiq* 2.
- Lambton, A. K. S. (1971) Islamic Mirrors for Princes. In : *La Persia nel Medioevo : Atti del Convegno Internazionale, Rome, 31 Marzo-5 Aprile 1970. Accademia Nazionale dei Lincei, Quaderno* 160. Rome.
- Lambton, A. K. S. (1984) Dilemma of Government in Islamic Persia : the *Siyāsāt-nāma* of Nizām al-Mulk. *Iran* 22.
- Lentz, T. W. & G. D. Lowry (eds.) (1989) *Timur and the Princely Vision : Persian Art and Culture in the Fifteenth Century*. Los Angeles · Washington, D. C.
- Mitchell, C. P. (2003) To Preserve and Protect : Husayn Vā'iz-i Kashifi and Perso-Islamic Chancellery Culture. In : Subtelny, M. E. (ed.) 2003.
- Perry, J. R. (1978) Justice for the Underprivileged : The Ombudsman Tradition of Iran. *JNES* 37 (3).
- Robinson, B. W. (1957) Prince Bāysonghor's Nizāmī : A Speculation. *Ars Orientalis (The Arts of Islam and the East)* 2.
- Roxburg, D. J. (1995) Heinrich Friedrich von Diez and His Eponymous Albums : Mss. Diez A. Fols. 70-74. *Muqarnas* 12.
- Subtelny, M. E. (1983) Art and Politics in Early 16th Century Central Asia. *CAJ* 27 (1·2).
- Subtelny, M. E. (ed.) (2003) *Husayn Vā'iz-i Kashifi*. [*IrSt* 36 (4).]
- Subtelny, M. E. (2007) *Timurids in Transition : Turko-Persian Politics and Acculturation in Medieval Iran*. Leiden · Boston. [書評 : 久保一之『西南アジア研究』71 (2009)]
- Woods, J. E. (1976) *The Aqqyunlu : Clan, Confederation, Empire. A Study in 15th/ 9th Century Turko-Iranian Politics*. Minneapolis · Chicago.

- Woods, J. E. (1987) The Rise of Timūrid Historiography. *JNES* 46 (2).
- 安藤志朗 (1994) ティムール朝国制——Diez A. Fol. 74 未完成ミニアチュールより『東方学』87.
- 井谷鋼造・稲葉稔 (訳) (2015) ニザーム・アルムルク著『統治の書』(イスラーム原典叢書) 岩波書店.
- A. ウルンバエフ (久保一之訳) (1997) 15 世紀マールワランナフルとホラーサーンの社会・政治状況におけるナクシュバンディズムの位置——『ナヴァーイー・アルバム』所収書簡に基づいて『西南アジア研究』46.
- 小澤重男 (訳) (1997) 『元朝秘史』上・下 (岩波文庫 33-411-1~2) 岩波書店.
- H. A. R. ギブ (加賀谷寛・内記良一・中岡三益・林武訳) (1968) 『イスラーム文明史——政治・宗教・文学にわたる七章』みすず書房.
- 久保一之 (1988) 16 世紀初頭のヘラート——二つの新興王朝の支配『史林』71 (1).
- 久保一之 (1990) ミール・アリー・シールの学芸保護について『西南アジア研究』32.
- 久保一之 (1997) ティムール朝とその後——ティムール朝の政府・宮廷と中央アジアの輝き『〈岩波講座世界歴史〉11 中央ユーラシアの統合 (9-16 世紀)』岩波書店.
- 久保一之 (2008) ナヴァーイー (ミール・アリーシール) の社会観——*Muḥbūb al-qulūb* 第 1 章日本語訳 (付.ローマ字転写校訂テキスト)『京都大学文学部研究紀要』47.
- 久保一之 (2014a) ミール・アリーシールの家系について——ティムール朝における近臣・乳兄弟・譜代の隸臣・アミール『京都大学文学部研究紀要』53.
- 久保一之 (2014b) 『ティムール——草原とオアシスの覇者』(世界史リブレット 人 36) 山川書店.
- 黒柳恒男 (訳) (1969) 『ペルシア逸話集——カイ・カーウース著「カーブースの書」/ニザーミー著「四つの講話」』(東洋文庫 134) 平凡社.
- 小山皓一郎 (1990) オスマン朝初期の「御前会議」(Divan-ı Hümeyun) について『イスラム世界』33・34.
- 杉山雅樹 (2012) *Tarassul-i Mu'in al-Din Isfizari* に関する一考察『西南アジア研究』76.
- 杉山雅樹 (2013) ティムール朝末期における書簡作成の規定と実践——*Mahzan al-insā'* の記述を基に『オリエント』56 (1).
- 二宮文子 (2002) 14 世紀インド・イスラム世界の君主論——*Fatāwā-yi Jahāndāri* の例『史林』85 (2).
- 本田実信 (1991) 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 松田俊道 (1990) マムルーク朝時代のマザーリム制度に関する覚書『イスラム世界』33・34.
- 間野英二 (1984) 『クタドゥグ・ビリグ』近刊訳本 3 種『西南アジア研究』23.
- 間野英二 (1998) 『バーブルナーマの研究Ⅲ 訳注』松香堂.
- 間野英二 (2001) 『バーブルナーマの研究Ⅳ バーブルとその時代』松香堂.
- 間野英二 (2014-2015) 『バーブル・ナーマ——ムガル帝国創設者の回想録』全 3 巻 (東洋文庫 853, 855, 857) 平凡社.
- 湯川 武 (訳) (2006) アル=マールワルディー『統治の諸規則』慶応義塾大学出版会.

(京都大学大学院文学研究科)